

## 社会保険庁ヒアリング資料

- 【資料 2 - 1】 日本年金機構法案の概要  
～ 社会保険庁の廃止・解体と年金新法人の設立～
- 【資料 2 - 2】 日本年金機構法案の概要
- 【資料 2 - 3】 日本年金機構法案に関する参考資料
- 【資料 2 - 4】 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の概要
- 【資料 2 - 5】 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案に関する参考資料
- 【資料 2 - 6】 収納対策等に関する参考資料

# 日本年金機構法案の概要 ~ 社会保険庁の廃止・解体と年金新法人の設立 ~

## 1. 年金新法人の組織等

名称	日本年金機構
役職員	非公務員、民間的な勤務条件
国の監督	厚生労働大臣が直接的に管理監督し、事業計画・予算を認可、業務改善命令等
設立	平成22年4月までにおいて政令で定める日（平成22年1月を予定） 同時に、社会保険庁を廃止

## 2. 国と新法人の役割

国は、公的年金に係る財政責任・管理運営責任

- ・年金特別会計を備え、保険料徴収・年金の支払は国の歳入・歳出
- ・年金手帳及び年金証書は、国（厚生労働大臣）の名義

法人は、厚生労働大臣から委任を受け、その直接的な監督下で、公的年金に係る一連の運營業務

## 3. 強制徴収の委任

保険料の滞納処分は、厚生労働大臣の一定の監督の下で、法人に委任  
厚生労働大臣は、悪質な滞納者に対する滞納処分について必要があると認めるときは、法人からの申し出に基づき、滞納処分の権限を、財務大臣を通じて国税庁長官に委任

## 4. 民間へのアウトソーシングの推進（振り分けのための第三者機関）

次の事項について、学識経験者の意見を聞いた上で、政府が基本計画を閣議決定

- ・新法人が自ら行う業務と委託する業務との区分その他の委託の推進についての基本的事項
- ・法人の職員の採用についての基本的事項

## 5. 職員の採用（採否審査のための第三者機関）

法人の設立委員が、労働条件及び採用基準を提示し、職員を募集  
設立委員は、人事管理の学識経験者の意見を聴いて、採否を決定

## 日本年金機構法案の概要

### 趣旨

公的年金制度は、全国民の強制加入を前提に、世代間扶養と所得再分配を行う仕組みであり、安定的な運営のためには、国民の信頼に応えることができる事業運営体制が不可欠である。

このため、社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担うこととする一方、新たに非公務員型の年金公法人を設置し、厚生労働大臣の直接的な監督の下で、一連の運營業務を担わせることとする。

この年金公法人においては、

- ・能力と実績に基づく職員人事の徹底
  - ・民間企業へのアウトソーシングの推進
- 等により、サービスの向上及び効率的かつ効果的な業務遂行の実現を図る。

### 法人の組織等

#### 1. 名称

日本年金機構

#### 2. 役員

理事長、副理事長、理事、監事を置く

理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命

副理事長及び理事は、理事長が厚生労働大臣の認可を受けて任命

#### 3. 理事会

法人の運営に係る重要事項を審議し、決定する。

#### 4. 役職員の地位等

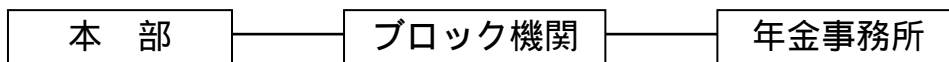
役職員は、非公務員とする。(刑法等の罰則の適用は、公務員とみなす。)

役職員又は役職員であった者には、秘密保持義務を課す。

役職員の報酬又は給与は、勤務成績等が考慮されるものでなければならない。

役職員は、保険料により運営される年金事業の意義を自覚し、強い責任感を持って、誠実かつ公正に職務を遂行する旨のサービスの誓約を行う。

## 5 . 法人の事務所等



## 6 . 資本金

政府出資 （年金事務所の土地建物等を想定）

### **・業務運営**

### 1 . 国と公法人の役割分担

国は、公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担う。

- ・年金特別会計を備え、保険料の徴収・年金の支払は、国の歳入・歳出
- ・年金手帳及び年金証書は、国（厚生労働大臣）の名義で発行

法人は、厚生労働大臣から委任を受け、その直接的な監督の下で、公的年金に係る一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等）を担う。

### 2 . 業務運営の基本理念

法人は、その業務運営に当たり、国民の意見を反映しつつ、サービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化、公正性及び透明性の確保に努めなければならないこと等を定める。

### 3 . 法人の業務

厚生年金保険法及び国民年金法の規定により法人が行うこととされた事務

健康保険法及び船員保険法の規定により法人が行うこととされた事務

（全国健康保険協会の管掌する健康保険及び船員保険に関する適用及び徴収）

児童手当法の規定により法人が行うこととされた拠出金の徴収に関する事務

### 4 . 民間委託

法人は、厚生労働大臣の定める基準に従って、業務の一部を委託する。

委託を受けた者には、秘密保持義務を課す。

## **5 . 業務方法書、年度計画 等**

法人が業務方法書を作成し、厚生労働大臣が認可

年度計画 (事業計画・予算)

- ・法人が年度計画 (事業計画・予算) を作成し、厚生労働大臣が認可
- ・事業年度終了後、厚生労働大臣が実績を評価

中期目標・中期計画

- ・厚生労働大臣が、3～5年の期間に法人が達成すべき目標を設定
- ・法人が中期計画を策定し、厚生労働大臣が認可
- ・中期目標期間の終了後、厚生労働大臣が実績を評価

## **6 . 報告徴収、改善命令等**

厚生労働大臣は、法人に対し、報告徴収、立入検査、業務改善命令、法令違反等の是正命令を行うことができる。

## **7 . 財務及び会計**

法人の会計は、企業会計原則

法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、厚生労働大臣の承認を受ける。

法人は、財務諸表、決算報告書等について、厚生労働大臣が選任する会計監査人の監査を受ける。

政府は、法人の業務に要する費用を交付するものとする。その際、当該交付金の財源の国庫負担又は保険料の別ごとの内訳及び当該内訳に対応した交付金の用途を明らかにするものとする。

## **8 . 年金個人情報情報の利用及び提供の制限**

年金個人情報については、年金事業の実施並びに全国健康保険協会による健康保険事業に関する事務、介護保険料等の特別徴収、他制度との併給調整等の事務を遂行する場合以外には、利用又は提供できないものとする。

## **9 . 年金委員**

厚生労働大臣は、年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、被保険者等からの相談に応じる等の活動を行う年金委員を委嘱する。

## 10 . 罰則

守秘義務違反、業務改善命令違反等に対して、所要の罰則を定める。

### **法人の設立準備**

( 公布日施行 )

## 1 . 基本計画

政府は、法人への業務の円滑な引継ぎを確保し、適正かつ効率的な運営を図るため、次の事項について基本計画を定める。(閣議決定)

- ・ 法人が自ら行う業務と民間へ委託する業務との区分、委託先の選定に係る基準その他の業務の委託の推進についての基本的な事項
- ・ 法人の設立に際して採用する職員の数その他の職員の採用についての基本的な事項

政府は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、専門的な学識又は実践的な能力を有し、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。(内閣官房の下の会合)

## 2 . 設立委員

厚生労働大臣は、法人の設立委員を命じて、法人の設立事務を処理させる。

## 3 . 職員の採用

設立委員は、法人の職員の労働条件及び採用基準を提示して、職員を募集する。

社会保険庁長官は、社会保険庁の職員の意思を確認し、法人の職員となる意思を表示した者の中から、名簿を作成して設立委員に提出する。

設立委員は、職員の採否を決定するに当たっては、人事管理に関する学識経験者からなる会議の意見を聴くものとする。

設立委員から採用する旨の通知を受けた社会保険庁の職員は、法人の成立の時に於いて、法人の職員として採用される。

( 法人に採用されなかった社会保険庁の職員の転任、退職又は免職は、国家公務員法の定めるところによる。 )

## ．関係法律の改正

### 1．権限の委任等の規定整備（厚生年金保険法・国民年金法 等）

社会保険庁長官が行うと定められている業務は、厚生労働大臣が行うことに改めるとともに、厚生労働大臣は、法人に権限の委任及び事務の委託をして行わせることとする。

### 2．法人に強制徴収を行わせるための規定整備（厚生年金保険法・国民年金法 等）

保険料の滞納処分は、厚生労働大臣から権限の委任を受け、法人において実施することとし、法人における滞納処分業務の公正性、客観性を担保するとともに、国の監督体制を十分に確保するために必要な措置を講じる。

- ・滞納処分についての厚生労働大臣の事前認可
- ・滞納処分の実施規程の策定及び厚生労働大臣の認可
- ・滞納処分の実施職員の任命について厚生労働大臣の認可

### 3．強制徴収の国税庁への委任

厚生労働大臣は、悪質な滞納者に対する滞納処分について必要があると認めるときは、法人からの申し出に基づき、政令で定めるところにより、保険料の滞納処分の権限を、財務大臣を通じて国税庁長官に委任できることとする。

### 4．その他

「社会保険庁」の廃止（厚生労働省設置法から削除）

保険医療機関等に対する指導・監査等の事務は、地方厚生局において実施するものとする。（平成20年10月1日施行）

以上のほか、関係各法に関し、社会保険庁の廃止及び年金公法人の設立に伴う所要の改正を行う。

## ．施行期日等

施行期日は、平成22年4月1日までに政令で定める日（22年1月予定）

- ・ の法人の設立準備に関する規定は、公布日
- ・ の地方厚生局に係る規定は、平成20年10月1日

政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況、国民年金の保険料の納付の状況、機構における業務の効率化及び改善の状況等を勘案して、機構の組織及び業務の存続の必要性の有無を含めた在り方その他政府管掌年金事業の運営に関する全般的な検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 日本年金機構法案に関する参考資料

1	社会保険庁の廃止・解体 6 分割と年金新法人の設立	1
2	国と年金公法人の役割分担	2
3	年金保険料の滞納処分	3
4	悪質な滞納者に対する強制徴収の国税庁への委任	4
5	年金公法人に対する国の監督	5
6	協会管掌健康保険・新船員保険の適用徴収業務	6
7	年金公法人の設立準備のための第三者機関について	7
8	社会保険庁の廃止と分限免職	8



# 社会保険庁の廃止・解体6分割と年金新法人の設立

## 廃止・解体6分割

- ▶ 組織の任務の明確化とガバナビリティの向上

## 非公務員化

- ▶ 民間的な人事・給与体系
- ▶ 民間との人事交流や中途採用の容易化
- ▶ “親方日の丸”意識の払拭

## 国の財政責任・管理運営責任と公法人への委任

- ▶ 公的年金制度の堅持
- ▶ 大臣の直接的な監督下の公法人に事務を委任

## 強制徴収の委任

- ▶ 年金新法人に滞納処分権限を委任し、最大限の徴収努力を尽くす
- ▶ 悪質な滞納者については国税庁に委任

## 第三者機関による委託業務の振り分け

- ▶ アウトソーシングの積極的推進

## 募集・採用方式で適切な職員を採用

- ▶ これまでの組織体質の一掃

信頼回復  
サービス向上  
効率化

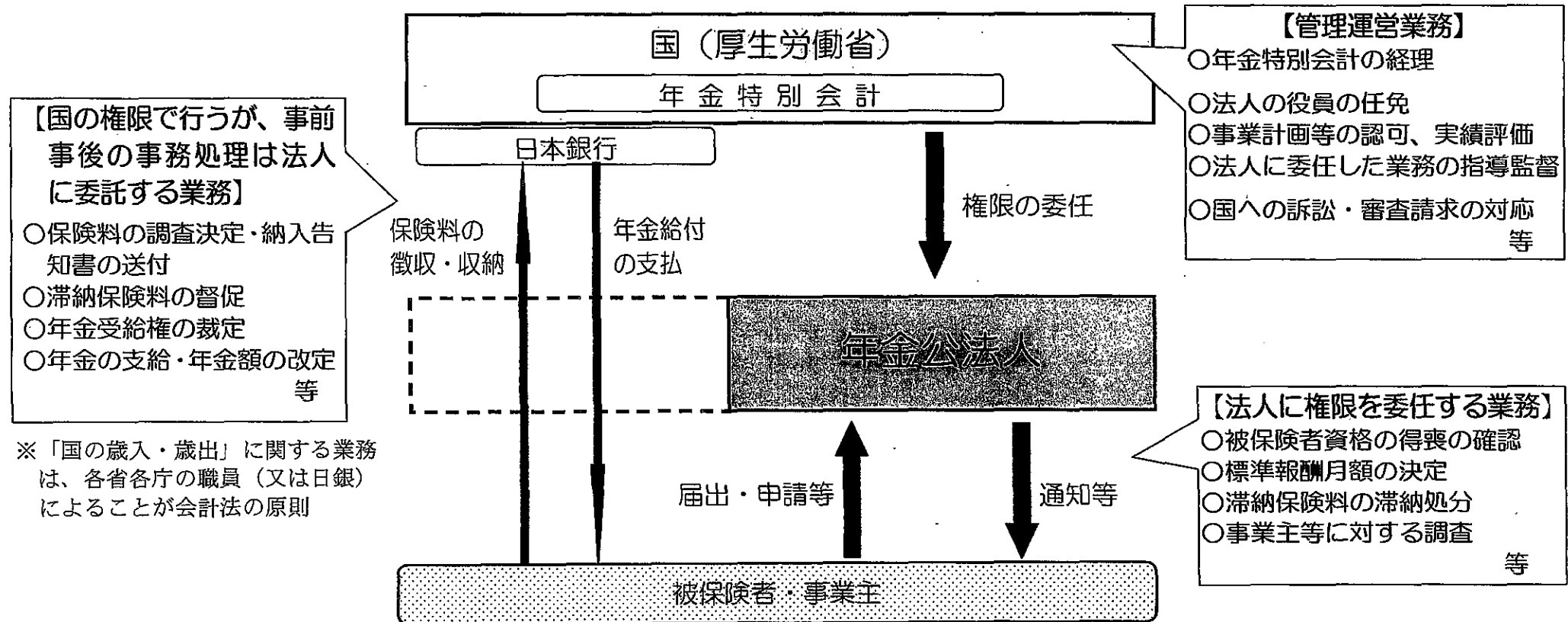
# 国と年金公法人の役割分担

【国（厚生労働大臣）】⇒公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担う。

- ・年金特別会計を備え、保険料の徴収・年金の支払いは、国の歳入・歳出として行う
- ・年金手帳及び年金証書は、厚生労働大臣の名義で発行

【年金公法人】

⇒厚生労働大臣から委任を受け、その直接的な監督の下で、公的年金に係る一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等）を担う。



## 年金保険料の滞納処分

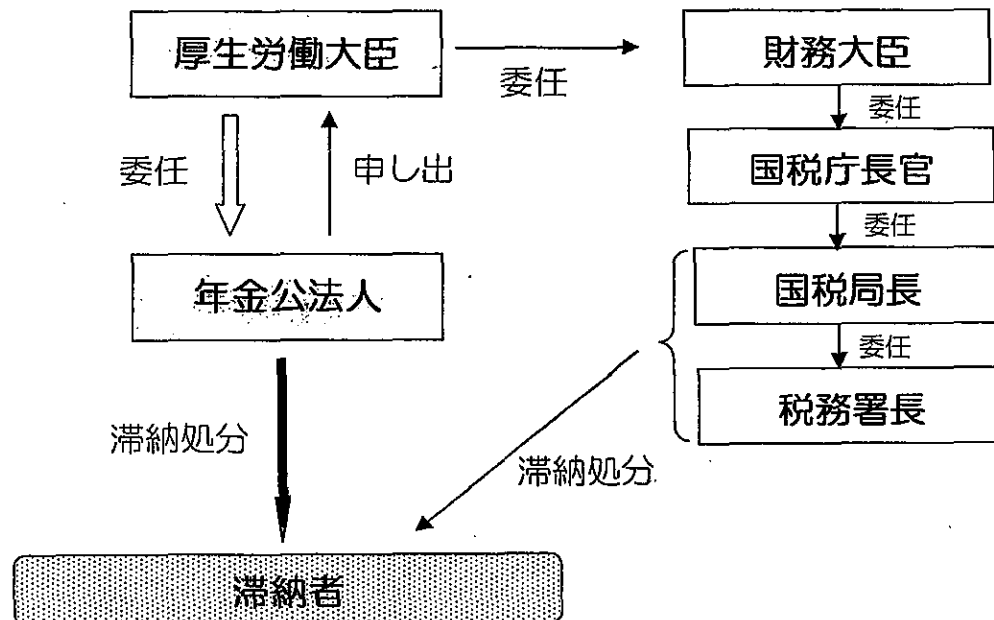
- 年金保険料の滞納処分については、厚生労働大臣から権限の委任を受け、年金公法人において実施。
- 滞納処分のような権力的な性格を有する業務を行政機関以外の者に行わせる場合には、その事務処理に当たっての公正性、客観性を担保するとともに、国の監督体制を十分に確保することが必要。

《公正性、客観性を担保するための措置及び行政機関の監督体制を十分に確保するための措置》

事前の措置	<ul style="list-style-type: none"><li>① 滞納処分についての厚生労働大臣の事前の個別認可（一括して認可）</li><li>② 滞納処分の実施細則の策定及び厚生労働大臣の認可</li><li>③ 滞納処分の実施職員の任命について厚生労働大臣の認可</li></ul>
事後の措置	<ul style="list-style-type: none"><li>① 法人が実施した処分についての厚生労働大臣への事後報告</li><li>② 必要と認める場合の法人への報告徴収・立入検査</li><li>③ 法令違反等についての是正命令</li></ul>

# 悪質な滞納者に対する強制徴収の国税庁への委任

- 厚生労働大臣は、悪質な滞納者に対する滞納処分について必要があると認めるときは、法人からの申し出に基づき、政令で定めるところにより、保険料の滞納処分の権限の一部を、財務大臣を通じて国税庁長官に委任できることとする。
- 具体的には、財産隠匿が疑われるような悪質な事案に関し、法人が最大限の徴収努力を尽くしたことを前提に、国税庁の徴収ノウハウを活かすことによって強制徴収の効果が期待できるものについて、国税庁に委任する。



## 「悪質な滞納者」

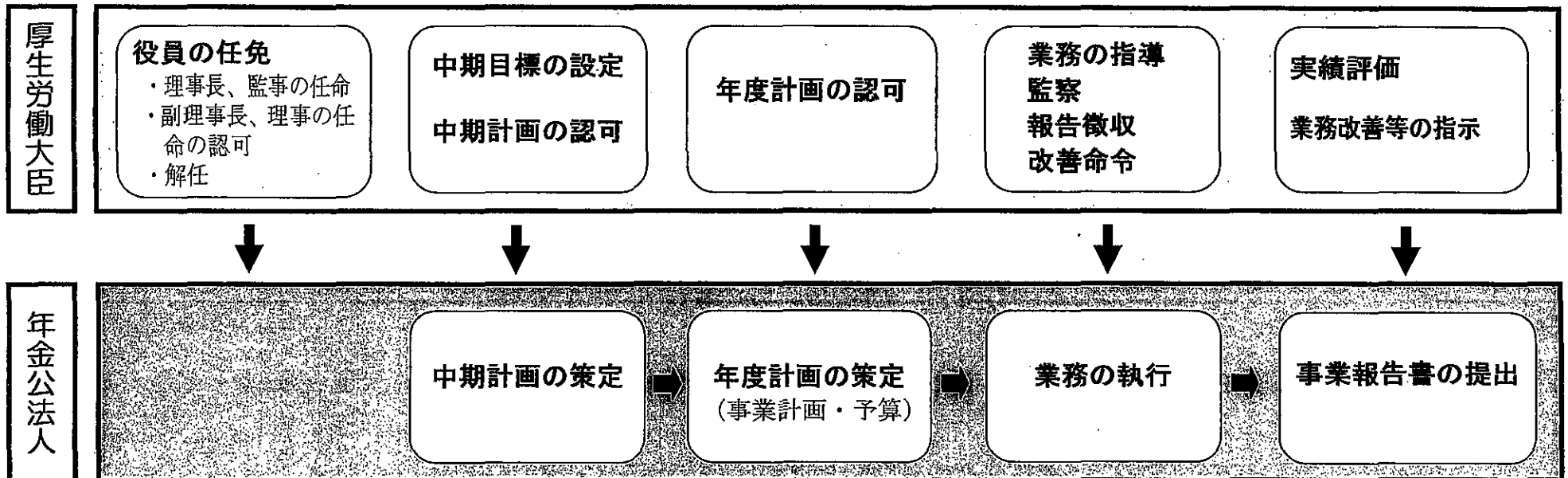
- ① 年金公法人が相当程度の働きかけを行ったにもかかわらず、2年以上の長期滞納
- ② 国年が高額所得者等、厚年・健保は滞納額が高額
- ③ 財産隠匿が疑われるが差押財産が特定できない場合や、滞納者が権利関係を複雑にしたこと等により差押財産の換価処分が著しく困難である場合

# 年金公法人に対する国の監督

国が公的年金の管理運営責任を担い、また、行政処分や公権力の行使に係る業務も法人に委任して行わせることから、国が年金公法人を直接的に監督する。

- ① 毎年度の業務運営の管理監督を基本として、法人の年度計画（事業計画・予算）を厚生労働大臣が認可（併せて、業務運営上の中期的課題への計画的な対応を図るため、中期（3～5年）の管理監督も行う。）
- ② 厚生労働大臣が、必要に応じ、業務改善命令、違法行為等の是正命令を行う。

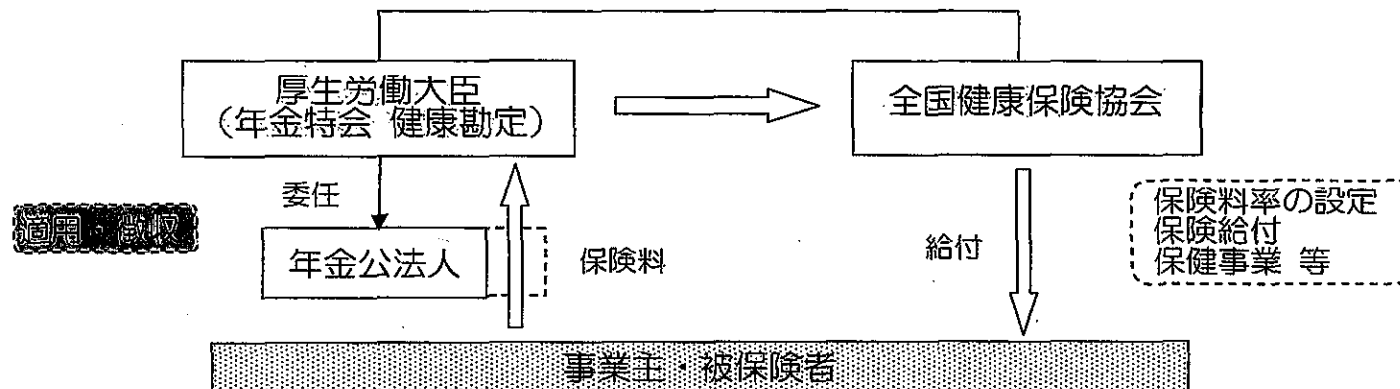
※これに対して、独立行政法人は、法人の自主性・自律性が重視されるので、  
 ・中期の業務管理を中心とし、年度計画は届出  
 ・違法行為等があった場合でも、主務大臣は是正の要求を行えるにとどまる



## 協会管掌健康保険・新船員保険の適用徴収業務

- 先の通常国会で成立した健康保険法改正法では、平成20年10月に、
  - ・政管健保の新たな運営主体として、全国健康保険協会を設立し、
  - ・適用・徴収業務は、国（社会保険庁長官）が厚生年金と一体的に実施することとされている。
- また、今次通常国会に提出の雇用保険法等の一部を改正する法律案では、船員保険法について、
  - ・職務外健康保険及び船員独自給付に係る部分は、全国健康保険協会を新たな運営主体とし、
  - ・適用・徴収業務は、協会管掌健康保険と同様、国（社会保険庁長官）が実施することとされている。
- 年金公法人の設立後においては、
  - ・上記の健保・新船保業務に係る国（厚生労働大臣）と全国健康保険協会との役割分担は維持した上で、
  - ・厚年と同様に、厚生労働大臣から、年金公法人に事務の委任を行う。

### <協会管掌健康保険・新船員保険の運営組織>



# 年金公法人の設立準備のための第三者機関について

## (1) 民間へのアウトソーシングを行う業務の振り分け等に係る第三者機関

【位置づけ】 政府が学識経験者の意見を聴く民間有識者の会合

※法案の附則で、政府が学識経験者の意見を聴くことを定める

【任務】 次の事項について審議し、意見を述べる。

- ・ 法人が自ら行う業務と委託する業務との区分、委託先の選定に係る基準その他の業務の委託の推進についての基本的事項
- ・ 法人の設立に際して採用する職員の数その他の法人の職員の採用についての基本的事項

※上記の意見を聴いて、政府が基本計画を策定（閣議決定）

## (2) 年金公法人の職員の採用審査に係る第三者機関

【位置づけ】 設立委員が委嘱する採用審査員の会合（職員採用審査会）

※法案の附則で、設立委員が学識経験者の意見を聴くことを定める

【任務】 社会保険庁の職員から年金公法人の職員を採用する場合の個別の採否を審査し、設立委員に対し、意見を述べる

※職員の採否の決定は、設立委員が行う。（採用通知を受けた者は、法人の設立日に、社会保険庁を退職し、法人の職員として採用）

※採用されなかった社会保険庁の職員の転任、退職、免職は、国家公務員法の定めるところによる。

# 社会保険庁の廃止と分限免職

## <基本的考え方>

- (1) 従来の裁判例等に従えば、社会保険庁が廃止される場合には、任命権者である社会保険庁長官は、他の任命権者に協力を要請して、職員を国の他の組織に配置転換（転任）させて、分限免職を回避するように努める必要があり、配置転換等が比較的容易であるにもかかわらず、その努力を尽くさずに国家公務員法第78条第4号による分限免職処分をした場合には、裁量権濫用により違法となる。
- (2) しかしながら、配置転換等の分限免職を回避する努力を行った上で、
- ①公務員を退職して新法人へ採用される者
  - ②自らの意思による退職者
  - ③厚生労働省の他部局、他省庁へ転任する者
- のいずれでも無い場合には、組織廃止時に、分限免職となる。
- (3) なお、職員のうちいずれを分限免職の対象者とするか（いずれを転任の対象者とするか）については、人事院規則に基づき、任命権者が、「勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定める」こととなる。

※社会保険庁長官が行う「配置転換等の努力」の内容（検討中）

- ①公法人及びその委託先への採用の斡旋
- ②厚生労働大臣に対し、転任の受け入れの要請
- ③他省庁に対し、転任の受け入れの要請
- ④勸奨退職の募集



## (参考) 組織定員の改廃等により廃職又は過員を生じた場合の分限免職について

### 1. 国家公務員法の規定

- ・分限免職は、国家公務員法第78条に定められている本人の意に反する免職である。
- ・職員の非違行為に対する有責性を問う懲戒免職（同法第82条）とは異なり、公務の能率の確保の観点から規定されている。（退職金も支給。）
- ・法第78条第4号では、「組織・定員の改廃等により廃職又は過員を生じた場合」の免職が定められている。

#### ◎国家公務員法

(身分保障)

第75条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第78条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

#### ◎人事院規則11-4（職員の身分保障）

(本人の意に反する降任又は免職の場合)

第7条 法第78条第1号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、法第72条の規定による勤務評定の結果その他職員の勤務実績を判断するに足ると認められる事実に基き、勤務実績の不良なことが明らかな場合とする。

2 法第78条第2号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、任命権者が指定する医師2名によつて、長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によつても治ゆし難い心身の故障があると診断され、その疾患又は故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合とする。

3 法第78条第3号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、職員の適格性を判断するに足ると認められる事実に基き、その官職に必要な適格性を欠くことが明らかな場合とする。

4 法第78条第4号の規定により職員のうちいずれを降任し、又は免職するかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基き、公正に判断して定めるものとする。

## 2. 解釈及び運用

### (1) 一般的な解釈

「任命権者には配置転換義務までではないが、配置転換等が比較的容易であるにもかかわらず、その努力を尽くさずに分限免職処分をした場合には、権利の濫用となる。」

### (2) これまでの適用例

第78条第4号による分限免職は、昭和20年代には多数行われたが、昭和39年4月の姫路城国宝保存工事事務所(文部省)の廃止、昭和39年12月の憲法調査会事務局(内閣)の廃止で、それぞれ3名が免職となった事例の以降は、行われていない。

例えば、食糧庁の廃止や林野庁の計画的な人員削減においても、本省への出向、省庁間の配置転換、勸奨退職、定年退職等により対応しており、分限免職は行われていない。

### (3) 裁判例(地方公務員法の同じ条文の裁判例)

#### ◎北九州市病院局職員分限免職事件 <福岡高裁昭和62年1月29日判決>

『任免権者において、分限免職処분을回避するための措置として、余剰人員の配置転換を命ずる義務があるとするとは、任免権者の人事権、経営権を制限することになり妥当でなく、ただ過員整理の必要性、目的に照らし、任免権者において被処分者の配置転換が比較的容易であるにもかかわらず、配置転換の努力を尽くさずに分限免職処分をした場合に、権利の濫用となるにすぎない』

『任命権者を異にする他部局への処分対象者の配置転換につき、その普通地方公共団体の長の所轄の下に他の執行機関との間の相互の連絡調整を図り、普通地方公共団体の長及び他の執行機関がこれに協力したならば、任命権者を異にする他の部局への処分対象者の配置転換が比較的容易であったという事情が認められなければならない。』

<事案>赤字の市立病院の再建のため、昭和43年3月末で、病院給食、清掃、警備業務等の業務を外部委託して職員266名を削減し、他部門に配置転換した8名及び依願退職した86名を除く172名を分限免職した。

<判決>高裁判決では、「配置転換努力義務懈怠の有無の判断」について、市当局は機会あるごとに他部局の任命権者に配置転換の協力を求め、また、本件の対象者は単純労務に従事する職員であり、他部局への配置転換は困難な実情にあったこと等から、「配置転換が容易であったということはできない」と判示し、労働側敗訴。

# 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の概要

## ・サービスの向上

(国民年金法、厚生年金保険法関係)

### 1. 住所変更等の届出の省略〔平成 23 年 4 月施行〕

住基ネットから被保険者情報を取得し、被保険者等の氏名・住所の変更等の届出を原則廃止。

(住民基本台帳法関係)

### 2. 住民基本台帳ネットワークシステム情報の活用〔公布日施行〕

住基ネットから本人確認情報の提供を受けることができる事務に、「国民年金法による被保険者に係る届出に関する事務」等を追加。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係)

### 3. 社会保険と労働保険との連携の推進〔平成 21 年 4 月施行〕

労働保険の年度更新(年度の概算保険料及び前年度の確定保険料の申告納付)の期限を、社会保険の標準報酬月額算定に関する届出の期限である 7 月 10 日に統一。

## ・保険料の収納対策の強化等

(国民年金法関係)

### 1. 保険料を納めやすい環境の整備・手続の簡素化等

#### クレジットカードによる保険料納付〔平成 20 年 3 月 31 日までの日で政令で定める日〕

国民年金保険料の納付方法に、口座振替、コンビニ、インターネット納付等に加え、クレジットカードによる納付を追加。

#### 任意加入被保険者の保険料納付の口座振替を原則化〔平成 20 年 4 月施行〕

国民年金の任意加入被保険者(60 歳以上 65 歳未満の者等)は、口座振替による保険料納付を原則とする。

## **保険料免除等の手続の簡素化**

生活保護受給者や学生等について、国民年金保険料の免除手続を確実にを行うため、福祉事務所（生活保護受給者）や医療保険者（被扶養者）等に対し、情報の提供を求めることができることとする。〔公布日施行〕

大学等が、学生等の委託を受けて、学生納付特例の申請を代行できることとする。〔平成 20 年 4 月施行〕

## **2．社会保険制度内での連携による保険料納付の促進**

（国民健康保険法、国民年金法関係）

### **国民健康保険（市町村）との連携**〔平成 20 年 4 月施行〕

市町村の判断により、国民年金保険料の未納者に対して、国民健康保険被保険者証に通常より短期の有効期間を定めることができることとし、未納者との接触の機会を設けることにより、保険料免除や納付の促進ができるようにする。

短期被保険者証の交付対象者が、市町村の窓口で国民年金保険料を納付できるよう、当該市町村が、納付受託機関となることができることとする。

（健康保険法、介護保険法、社会保険労務士法、国民年金法関係）

### **社会保険制度内の連携**

社会保険に密接に関わる事業者等（保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者、介護サービス事業者及び社会保険労務士）による社会保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定等又は更新を認めないこととする。

〔平成 21 年 4 月施行〕

併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付状況の確認等を可能とし、自主的な納付を促進する。〔平成 20 年 4 月施行〕

（国民年金法関係）

## **3．事業主との連携による保険料納付の促進**〔公布日施行〕

事業主に対し、従業員への国民年金に関する手続の周知や保険料の納付の勧奨等に関し、必要な協力を求めることができることとする。

## ・公正・透明・効率的な運営の確保

(国民年金法関係)

### 1. 事務費国庫負担の見直し〔平成20年4月施行〕

平成10年度より特例措置として保険料財源が充当されている年金事務費について、受益と負担の明確化等の観点から、保険料を充当できることを恒久措置として定める。

(国民年金法、厚生年金保険法関係)

### 2. 福祉施設規定の見直し〔平成20年4月施行〕

年金福祉施設の設置等の根拠であった、被保険者等の福祉を増進するために「必要な施設をすることができる」旨の規定を廃止するとともに、新たに「年金相談、年金教育・広報、情報提供等の事業を行うことができる」旨の規定を設ける。

### 3. その他の事項

(国民年金法、厚生年金保険法関係)

#### 被保険者資格等に関する情報の取得〔公布日施行〕

市町村等の官公署に対し、被保険者の資格確認等に必要な資料の提供を求められることができることとする。

(国民年金法、厚生年金保険法関係)

#### 基礎年金番号の法定化〔年金公法人の発足時〕

基礎年金番号を年金原簿の記載事項として法定化するとともに、適正に活用するための利用制限等の措置を講じる。

## ・その他の法律の一部改正等

国共済法及び地共済法に関し、事務費負担の見直しを行うほか、特別会計に関する法律案等に関し、上記の改正に伴う所要の改正を行う。

政府は、施行後5年を目途として、この法律による改正後の国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。

## 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する 法律案に関する参考資料

### I. サービスの向上

- ①住民基本台帳ネットワークシステムの活用による住所変更等の届出の省略について . . . . . 1
- ②社会保険と労働保険との連携の推進について . . . . . 2

### II. 保険料の収納対策の強化等

- ①国民年金保険料に係る納付環境の整備について . . . . . 4
- ②学生納付特例事務法人の創設について . . . . . 5
- ③国民年金保険料等の未納者に対する国保短期被保険者証の活用について . . . . . 6
- ④保険医療機関・介護サービス事業者に係る社会保険料の納付の促進について . . . . . 9
- ⑤社会保険労務士に係る社会保険・労働保険の保険料の納付の促進について . . . . . 16
- ⑥事業主との連携による保険料納付の促進について . . . . . 18

### III. 公正・透明・効率的な運営の確保

- ①事務費国庫負担の見直しについて . . . . . 19
- ②福祉施設規定の見直しについて . . . . . 21
- ③基礎年金番号の法定化について . . . . . 22

## 住民基本台帳ネットワークシステムの活用による住所変更等の届出の省略等について

### 【現状】 現在、住基ネットから本人確認情報の提供を受けて活用している事項

- (1) 20歳到達者情報の取得による国民年金の加入勧奨・職権適用（平成15年4月～）
- (2) 裁定請求の際の住民票の写しの添付省略（平成15年10月～）
- (3) 年金受給者の生存確認による現況届の省略（平成18年10月～（12月生月者から省略の対象））



### 【今回の改正事項】 住基ネットの利用拡大（住民基本台帳法及び国民年金法等の改正）

- (1) 国民年金の未加入者対策（平成19年度～）  
34歳に到達した者の本人確認情報を住基ネットから取得し、国民年金が適用されていない者（未加入者）に対して資格取得届出の勧奨等を行う。
- (2) 国民年金、厚生年金等の被保険者等の住所変更等の届出の省略（平成23年4月～）  
現在、国民年金、厚生年金等の被保険者・年金受給権者の住所等が変更になった場合には、市町村又は事業所を通じて届け出ている。これについて住基ネットから被保険者・年金受給者の本人確認情報を取得し、年金公法人において記録を変更することにより、住所変更等の届出が不要となる。

※住民基本台帳法では、住基ネットからの本人確認情報の提供先と提供目的(事務)を法律上限定していることから、同法を改正。また、大半の被保険者・年金受給者の住所変更等の届出を不要とするため、国民年金法等を改正。

### 廃止する届出の種類・割合（粗い試算）

※数値は、「処理データ量」も含まれ、正確な件数ではない。

	社会保険庁への申請・届出	年金受給権者現況届	氏名・住所変更届等	算定基礎届	賞与等支払届
		平成18年10月～段階的に廃止	平成23年4月～段階的に廃止	(存続)	(存続)
件数・処理量	約1億3,600万	約2,600万	約700万	約3,300万	約1,200万
構成比	100%	約19%	約5%	約24%	約9%

# 社会保険と労働保険の連携の推進について

## 1. 現 状

### (1) 社会保険・労働保険徴収事務センターの設置（15年10月1日設置）

保険料徴収事務を一元的に処理するため、全国の社会保険事務所（312カ所）に社会保険・労働保険徴収事務センターを設置。

#### **【実施事務】**

#### **ア. 社会保険及び労働保険に関する届出の受付（15年10月1日開始）**

- ・社会保険の算定基礎届及び労働保険の保険料申告書等の受付。
- ・社会保険と労働保険の届出契機が同一の届出の一括受付（18年10月～）。

#### **イ. 賃金・保険料額に関する事業所調査の実施（15年10月1日開始）**

- ・徴収や適用の適正化のための社会保険の調査官総合調査及び労働保険の算定基礎調査を実施。

#### **ウ. 事業所説明会の開催（16年3月1日開始）**

- ・社会保険の算定基礎届説明会（毎年6月開催）及び労働保険の年度更新説明会（毎年3～4月開催）を開催。
- ・事業所説明会の開催時期を統一（19年3月～）。

#### **エ. 滞納整理の実施（16年4月1日開始）**

- ・社会保険と労働保険の保険料をいずれも滞納している事業所（共通滞納事業所）について、保険料の滞納整理を実施。

### (2) インターネットによる社会保険と労働保険に係る届出の一括受付（15年10月27日から順次実施）

インターネットを利用して、事業主が365日24時間、自宅や会社から時間の制約なく保険料徴収関係の届出を含め、社会保険と労働保険の各種届出の共通項目については一括（7グループ19届出）して行うことができることとした。



## 2. 今後の取組

### (1) 今回の改正事項

#### ①社会保険の算定基礎届と労働保険の年度更新の期限の統一（21年4月施行）

労働保険における年度更新（当該年度の概算保険料及び前年度の確定保険料の申告納付）の期限を、社会保険の標準報酬月額算定の届出の期限である7月10日に統一。

#### ②現物給与の評価の統一（21年4月施行）

報酬等の一部が通貨以外の現物（住居、食事等）で支払われる場合の評価について、厚生労働大臣が定めることに統一するとともに、現物給与の標準価額を都道府県単位で統一。

#### ③労働保険の適用事業所に関する資料の提供要求（公布日施行）

社会保険と労働保険の連携の一環として、都道府県労働局等が社会保険事務所等の官公署に対し、事業所に関する情報提供を求めることを可能とする。

### (2) その他の事項

#### ①社会保険・労働保険の申請・届出様式の共通化（20年4月から順次実施）

申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める。

また、電子申請・届出システムの入力の合理化についても合わせて推進する。

#### ②社会保険・労働保険の適用の統一等（20年4月から施行）

社会保険・労働保険の適用に関する通達について見直し、現行の法体系の下で可能な限りその解釈、表現の統一を図る。

また、既に適用されている事業所・事業に関しても、現行の法体系の下で可能な限り、取扱いに差異があればその解消に努める。

なお、将来的には統一事業主番号の付与を行うことも検討。

#### ③保険料の計算・賦課・納付の在り方

社会保険・労働保険の保険料の計算・賦課・納付に関し、事業主の利便性の向上等を図る観点から、賃金総額に着目する方法を社会保険に活用することを含め、その在り方について引き続き検討。

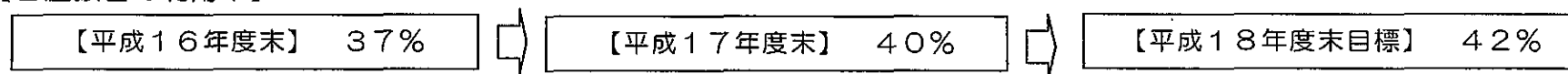
## 国民年金保険料に係る納付環境の整備について

国民年金保険料の収納に関しては、口座振替の利用を促進するとともに、納めやすい環境を整備するため、コンビニエンスストアやインターネットによる保険料の納付を実施している。今般、これらに加えて、クレジットカードによる保険料の納付について、平成19年度中の実施が可能となるよう法的整備を進める。

### 1. 口座振替

保険料の割引（平成17年4月から実施）や納め忘れの防止などのメリットを周知することにより、口座振替による納付の促進を図る。

【口座振替の利用率】



### 2. コンビニ納付（平成16年2月から実施）

（利用状況）

平成16年度	347万件
平成17年度	589万件

### 3. インターネット等を活用した電子納付（平成16年4月から実施）

（利用状況）

平成16年度	7万件
平成17年度	14万件

### 4. クレジットカード納付の導入（平成19年度中に開始）〈改正事項〉

クレジットカード納付を導入し、事務の効率化と納付率の向上を図り、口座振替による納付と合わせて、利用率50%を目指す。

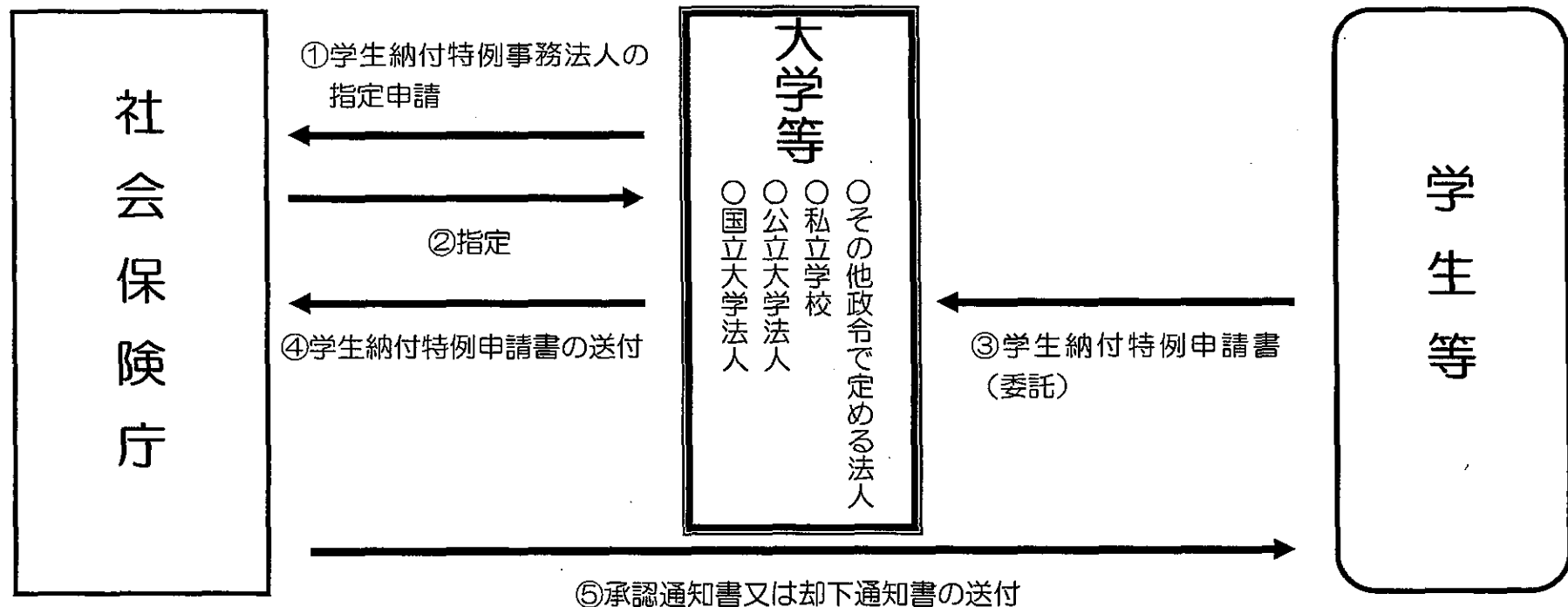
## 学生納付特例事務法人の創設について

### ○学生納付特例

国民年金法第90条の3の規定により、学生等である被保険者又は学生等であった被保険者（以下「学生等被保険者」という。）の申請に基づき、学生等である期間又は学生等であった期間のうち社会保険庁長官が指定する期間に係る保険料につき、保険料納付を猶予することとしている。

### ○大学等の教育施設における手続の代行

学生等被保険者の年金受給権の確保の観点から、学生納付特例を普及・推進するため、大学等の教育施設において、大学等の設置者が学生等被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行することができることとする。



## 国民健康保険（市町村）との連携について

### —国民年金保険料等の未納者に対する国保短期被保険者証の活用—

#### 考え方

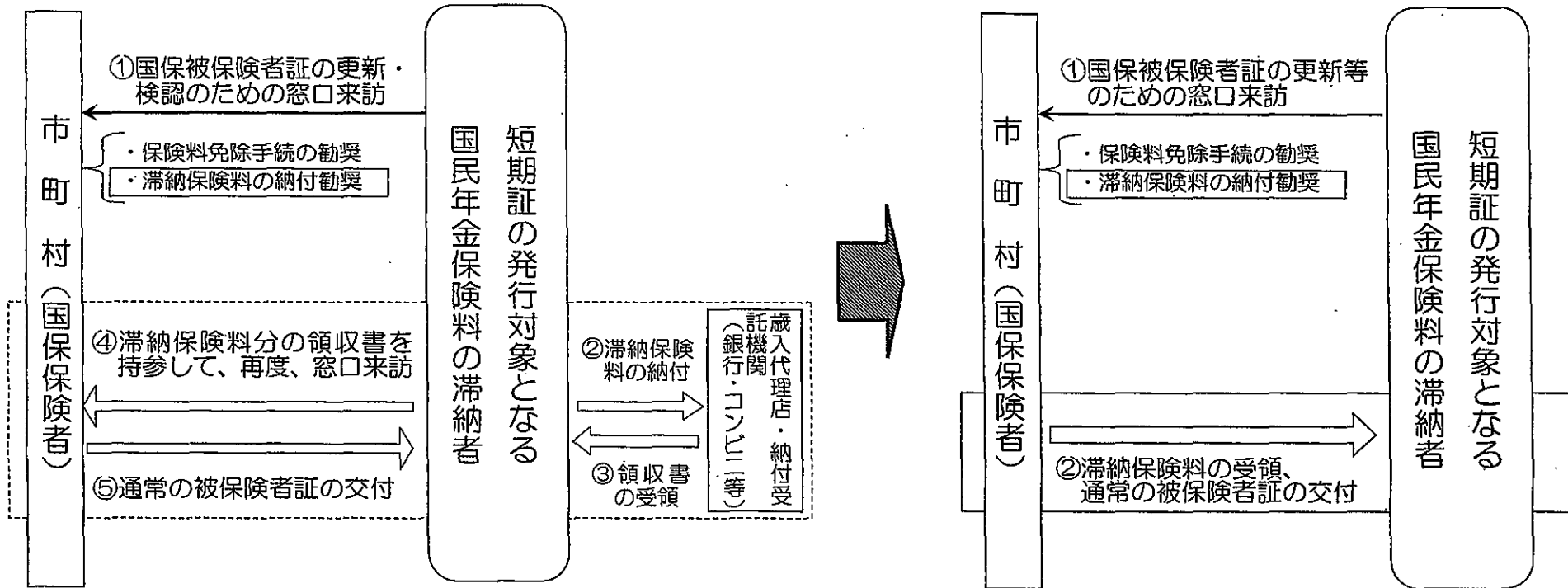
- ◎ 高齢化の進展とともに、地域経済に占める年金給付のウェイトが高まっており、今後、更なる高齢化の進展を考慮すると、年金受給権の確保は地域経済の発展のためにも重要な課題。
- ◎ 現在、介護保険料（1号）の徴収の80%は年金からの天引き（特別徴収）により行われており、市町村の効率的な事務の実施に貢献している。さらに、平成20年度から、新たな高齢者医療制度の保険料や前期高齢者の国保保険料についても、年金から天引きすることとされており、住民の年金受給権の確保は、このような仕組みが機能するための前提であり、医療保険財政や介護保険財政の安定的な運営上も不可欠。

#### 概要

- ◎ 現在、国保保険料（税）の未納がある場合には、市町村の判断により、国保の短期被保険者証（短期証）を発行することができるが、これに加え、国民年金保険料の未納がある場合についても、短期証を発行することとする。
  - 国保の短期証の仕組みは、市町村の窓口で短期証を発行することを通じて、市町村が保険料未納者との接触の機会を増やし、自主的な納付などを直接働きかけることを目的として設けられたもの。
    - ※ 短期証は、通常の被保険者証と比較して有効期限が短いのみで、市町村の窓口で検認・更新を経れば、医療機関においては通常どおり3割の窓口負担で受診が可能（資格証明書（窓口10割負担）とは異なる）。短期証の発行によって受診を抑制するものではない。
  - 今回の措置は、国民年金保険料の納付が行われていない住民に対して、短期証の仕組みを通じて、負担能力のない方への免除措置や、未納者への自主的な納付の働きかけを行い、市町村が住民の年金受給権を確保することができるようにするもの。
  - 今回の措置を実施する市町村に対しては、条件整備として、①未納者からの保険料の受領を可能とする（納付受託機関）、②住民の未納情報の提供、③住民の納付状況を確認するための情報端末装置の設置、④交付金による財政上の手当、といった措置を講ずる。

〈 市町村が保険料を受領できない【現行】 〉

〈 市町村を納付受託機関とする 〉



※ 市町村を納付受託機関とすることは、

- ・ 短期証の発行対象となる国民年金保険料の滞納者が被保険者証の更新等のために窓口を来訪した際に、滞納保険料をその場で支払うことができるようにするためのもの。
- ・ 市町村に国民年金保険料の徴収責任を負わせるものではない。

## 国民年金に関して市町村が行っている事務等について（現行制度）

### 法定受託

#### 第1号被保険者の資格の届出の受理等

- 資格の取得・喪失、種別変更の届出の受理
- 氏名、住所変更の届出の受理
- 任意加入の申出の受理及び事実の審査
- 国民年金手帳の再交付申請の受理
- 付加保険料の納付・納付辞退の申出の受理及び事実の審査 等

#### 年金たる給付の裁定請求の受理等

- 第1号被保険者期間のみの者に係る老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求の受理及び事実の審査
- 年金額の改定の請求、氏名、住所、払渡方法の変更の届出の受理及び事実の審査 等

#### 保険料免除の申請の受理等

- 法定免除該当届・非該当届の受理及び事実の審査
- 申請免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請の受理及び事実の審査

### 協力連携

国民健康保険料等市町村公金との集合徴収の  
合同実施

資格取得届等提出時における納付督促、口座振  
替、前納の促進

国民健康保険料等市町村公金と併せた口座振  
替の促進

市町村発刊の広報誌等への保険料納付督促及  
び制度周知に関する広報記事の掲載

年金制度一般に関する相談対応

## 社会保険制度内の連携について（１）

### － 保険医療機関等・介護サービス事業者に係る社会保険料の納付の促進 －

#### 考え方

- ◎ 社会保険制度においては、保険料の確保は欠くことのできない制度の存立基盤。このため、被保険者等による保険料の納付が重要であり、社会保険制度に関わる各関係者が、そのために力を合わせていく仕組みを整えることが必要。
- ◎ 保険医療機関等や介護サービス事業者は、医療保険や介護保険といった保険料を主たる財源とする事業に参加し、当該保険料を原資とする報酬を受ける主体。社会保険料を自主的に納付していただいていることが、当該事業へ参加するための前提であり、これらの者が、社会保険料を確実に納付する仕組みが設けられていることが、制度に対する国民の公平感や信頼感を保つ上でも重要。
  - ※ ①介護保険料の年金から天引き（特別徴収）や、②平成20年度から実施される後期高齢者医療保険料（75歳以上）及び国保保険料（65歳～74歳）の年金からの天引きなどを踏まえると、年金は医療保険及び介護保険を支える重要な原資。今後の高齢化の進展を見据えると、こうした傾向は更に強まっていく。
- ◎ 社会保険に密接に関わる事業者による社会保険料の納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者の指定等（又は更新）を認めないこととすることが必要。併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付状況の確認等を可能とし、自主的な納付を促進する。

#### 概要

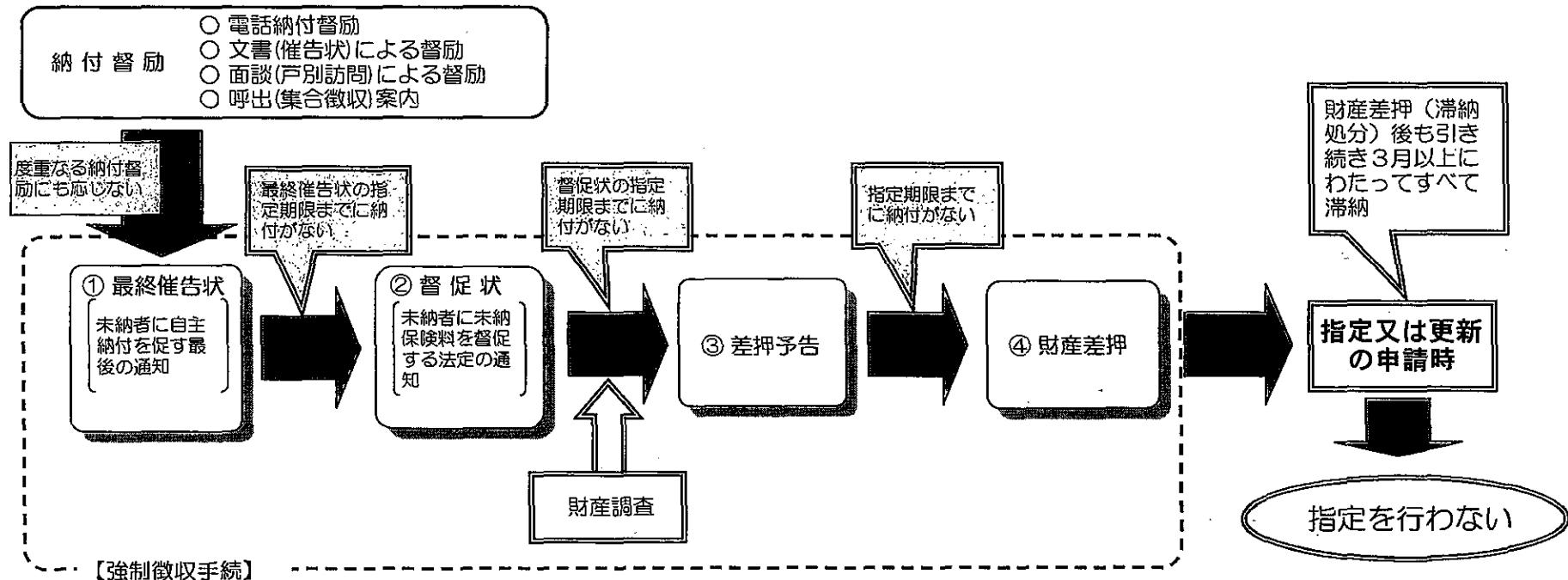
- ◎ 社会保険に密接に関わる次の事業者の指定等の申請に当たり、長期間にわたって（※）、次のそれぞれの保険料の自主的な納付がなかった場合には、当該指定等（又は更新）を認めないこととする。
  - 保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者
    - ①医療保険料（健康保険料、国民健康保険料、船員保険料、後期高齢者医療保険料等）、②年金保険料（厚生年金保険料、国民年金保険料等）
  - 介護サービス事業者
    - ①介護保険料・医療保険料（健康保険料、国民健康保険料、船員保険料等）、②年金保険料（厚生年金保険料、国民年金保険料等）
- ※ 今回の措置は、長期間にわたり自主的な保険料の納付がない場合（滞納処分が行われた後もなお正当な理由なく3か月以上引き続き滞納している場合）を対象とするもの。したがって、申請の際に当該欠格事由に該当していたとしても、その後、滞納分の保険料を自主的に納付し、再度申請が行われれば、指定拒否にはならない。
- ※ また、新規指定の申請の際と更新の際を対象とするものであり、指定の取消事由とするものではない。
- ◎ 保険医療機関等や介護サービス事業者の関係団体が、当該団体の構成員等で未納となっている者に対し、国民年金保険料の納付状況の確認等を行うことができることとするともに、そのために必要な情報を社会保険庁から当該団体に提供できることとする。

## 保険医療機関等・介護サービス事業者の指定・更新について（国民年金保険料の滞納の場合）

### 《今回の措置の要件等》

- 保険医療機関等・介護サービス事業者の指定等を対象とする（保険医や介護支援専門員等の登録を対象とするものではない）。
- 開設者・管理者等が滞納処分（差押）を受けたにもかかわらず、その後も引き続き滞納状態が3か月以上続く場合が対象。  
（開設者・管理者等以外の従事者等は対象とならない。）
  - ・ 滞納処分を受けたとしても、その後の保険料を納付していれば指定等は行われる。
- 指定申請と更新を対象とするものであり、指定等の取消しの対象とはしない。
- 要件該当で指定等が受けられなかった場合でも、その後、滞納分の保険料を納付して再申請を行えば、指定等は行われる。

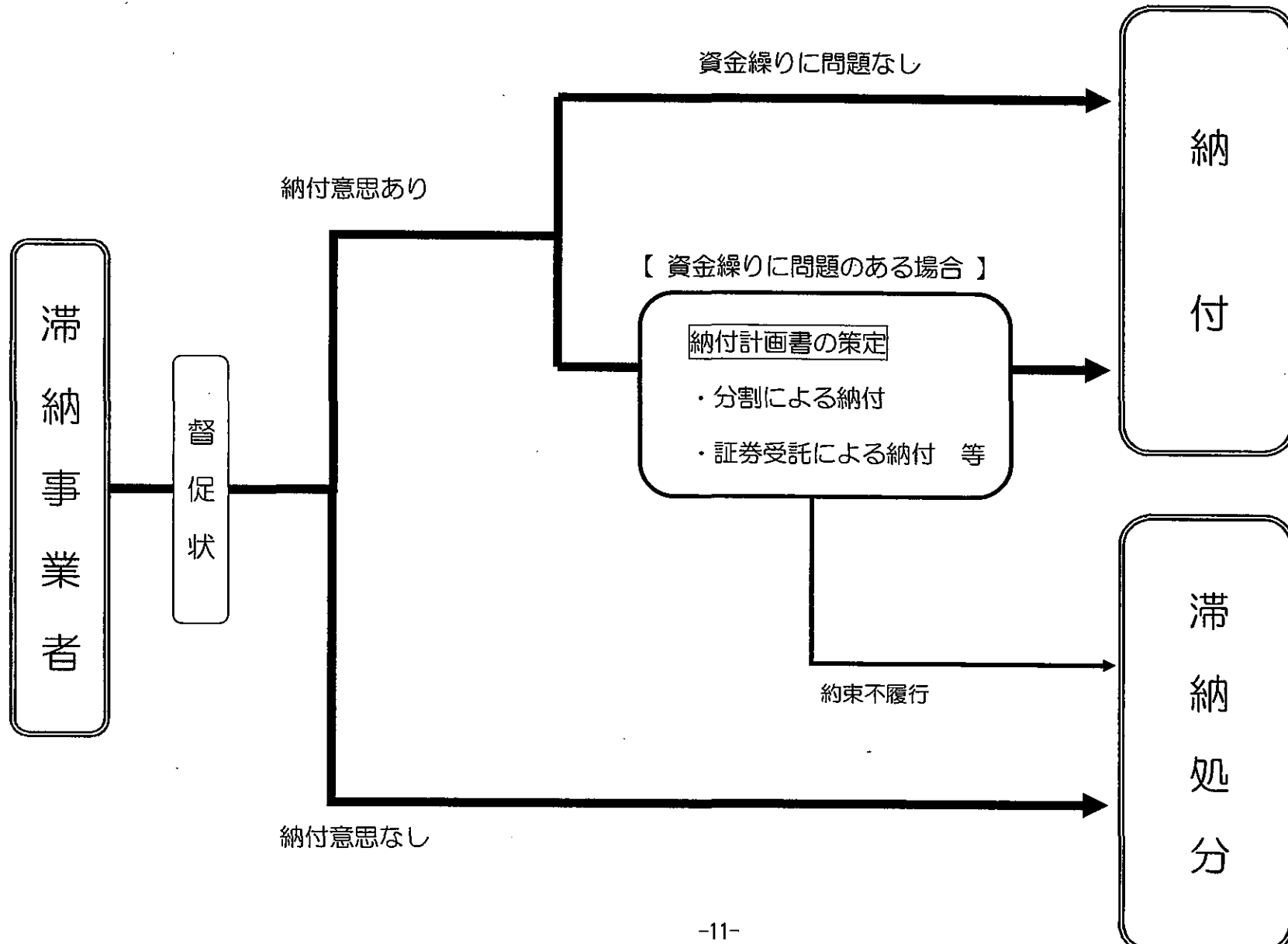
### 【今回の措置に係る流れ】





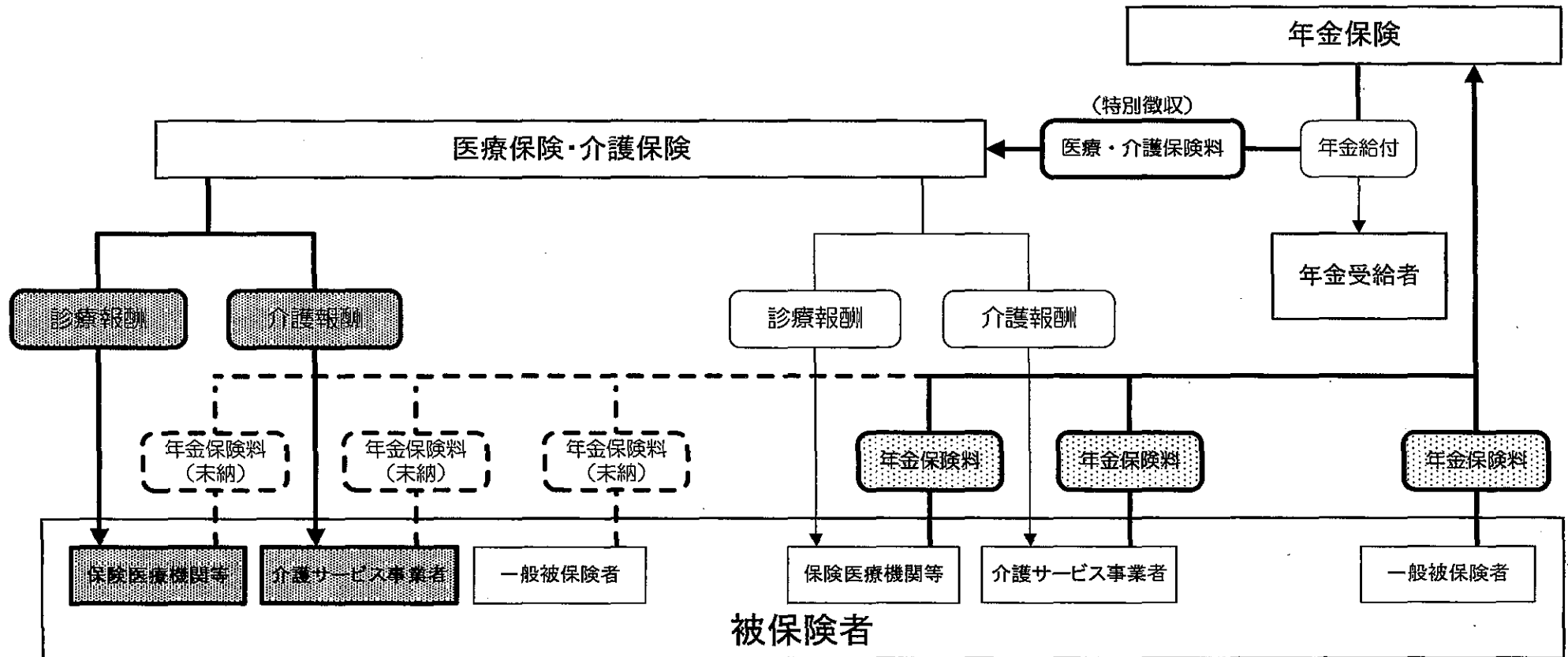
# 滞納事業者に係る取扱いについて

(健康保険・厚生年金保険料の場合)



# 社会保険料たる年金保険料と保険医療機関等・介護サービス事業者の関係について

- 高齢化の進展の中で、現役世代が保険料を負担することによって支えられる公的年金（強制加入・賦課方式）は、医療保険・介護保険の原資としての役割を益々高めてきており、社会保険料たる年金保険料が適正に納付され、これにより確実に年金が給付されることが、医療保険・介護保険の給付の安定につながる。  
 ※ 介護保険料の年金からの天引き（特別徴収）や、平成20年度から実施される後期高齢者医療保険料（75歳以上）及び国保保険料（65歳～74歳）の年金からの天引きなどを踏まえると、年金は医療保険及び介護保険を支える重要な原資となっている。
- 保険医療機関等や介護サービス事業者は、医療保険や介護保険へ参加し、保険料を原資とする報酬を受け取る主体。医療保険や介護保険を支える年金保険料を自主的に納付いただいていることが、当該事業へ参加するための前提であり、これらの者が年金保険料を確実に納付する仕組みが設けられていることが、制度に対する国民の公平感や信頼感を保つ上でも重要。



## 今回の措置の対象について

### 1. 保険医療機関等及び介護サービス事業者

[考え方]

社会保険たる医療保険・介護保険・年金制度において、

①保険料を原資とする報酬を受け取る事業主体であり、かつ、

②指定など法律に基づく行政行為により、当該報酬を受け取る事業主体としての地位を付与されるもの

医療保険	保険医療機関
	保険薬局
	指定訪問看護事業者
介護保険	指定居宅サービス事業者
	指定地域密着型サービス事業者
	指定居宅介護支援事業者
	指定介護予防サービス事業者
	指定地域密着型介護予防サービス事業者
	指定介護予防支援事業者
	指定介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	指定介護療養型医療施設

### 2. 社会保険労務士

社会保険等に関する法令に基づく申請書等の作成、手続の代行、相談・指導等を業務としており、その専門性から特別な地位（業務独占・名称独占）が法律上付与されているもの

## 年度別滞納処分実績について

### 厚生年金保険料

職種(業種)	滞納処分				
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
保険医療機関	60	76	78	103	101
保険薬局	16	21	14	36	24
指定訪問看護事業者	1	6	6	10	22
指定居宅サービス事業者	2	4	11	19	19
指定居宅介護支援事業者	6	11	17	26	32
指定介護老人福祉施設	0	0	0	2	6
介護老人保健施設	1	5	5	6	11
社会保険労務士事務所	0	2	5	2	3
合 計	86	125	136	204	218

※平成15年度以前については、社会保険事務所に現存する滞納処分票等から確認できたものであり、全数ではない。

### 国民年金保険料

職種(業種)	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	督促	滞納 処分	督促	滞納 処分	督促	滞納 処分
医師	5	1	7	1	23	6
歯科医師	23	5	40	12	61	19
薬剤師	1	0	4	0	4	1
社会保険労務士	0	0	1	1	0	0
合 計	29	6	52	14	88	26

※当該職種であることが判明した者の数であり、全数ではない。

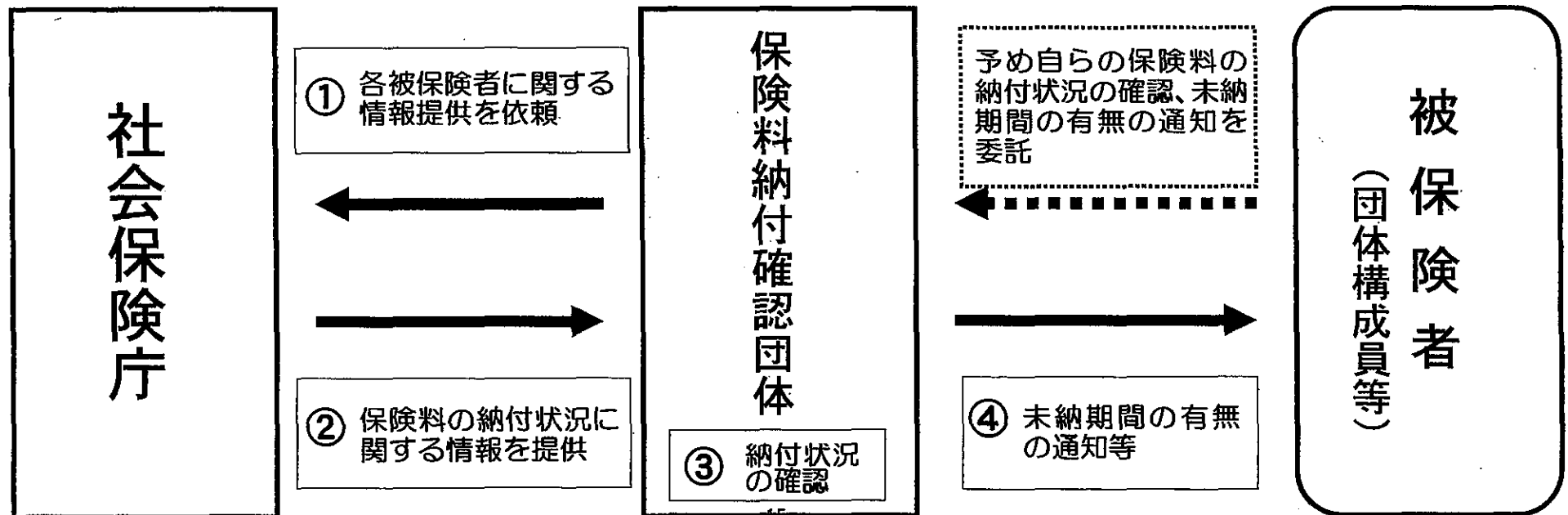
## 保険料納付確認団体について

### ◎趣旨

- ・国民年金第一号被保険者にとっては、将来の年金受給権を確実に確保するため、納め忘れることなく保険料を確実に納めることが重要である。そのため、保険料納付確認団体を通じて自らの保険料の納付状況を確認できるようにし、当該団体の構成員たる被保険者の保険料の未納を防止し、構成員の年金受給権の確保等を図る。

### ◎概要

- ・一定の要件を満たす団体を「保険料納付確認団体」とし、団体を通じた納付状況の確認等を可能とすることにより、当該団体の構成員たる被保険者の納付を促進する。(平成20年4月からの実施を予定)
- ・「保険料納付確認団体」は、
  - (ア) 当該団体の構成員たる被保険者からの委託に基づき、
  - (イ) 社会保険庁から提供される情報をもとに、国民年金保険料の納付状況を確認し、
  - (ウ) 未納期間の有無を本人に通知できることとする。(これにより、未納期間がある方の自主的な納付を促進する。被保険者の個人情報を取り扱うことから、法律上の守秘義務を規定。)



## 社会保険制度内の連携について（２）

### － 社会保険労務士に係る社会保険・労働保険の保険料の納付の促進 －

#### 考え方

- ◎ 社会保険・労働保険制度においては、保険料の確保は欠くことのできない制度の存立基盤。このため、被保険者等による保険料の納付が重要であり、社会保険・労働保険制度に関わる各関係者が、そのために力を合わせていく仕組みを整えることが必要。
- ◎ 社会保険労務士は、社会保険・労働保険に関する法令に基づく申請書等の作成及び手続の代行や相談・指導等を業務としており、その専門性から特別な地位が認められている主体。社会保険・労働保険の保険料を自主的に納付していただいていることが、その地位を認められるための前提であり、社会保険労務士が、保険料を確実に納付する仕組みが設けられていることが、制度に対する国民の公平感や信頼感を保つ上でも重要。
- ◎ 社会保険労務士による社会保険・労働保険の保険料の納付を促す仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該社会保険労務士の登録を認めないこととすることが必要。併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付状況の確認等を可能とし、自主的な納付を促進する。

#### 概要

- ◎ 社会保険労務士の登録の申請に当たり、長期間にわたって（※）、次のそれぞれの保険料の自主的な納付がなかった場合には、当該登録を認めないこととする。
  - ①年金保険料（厚生年金保険料、国民年金保険料等）、②医療保険料（健康保険料、国民健康保険料、船員保険料、後期高齢者医療保険料等）、③介護保険料、④労働保険料
- ※ 今回の措置は、長期間にわたり自主的な保険料の納付がない場合（滞納処分が行われた後もなお保険料の納付がない場合を想定）を対象とするもの。したがって、申請の際に当該登録拒否事由に該当していたとしても、その後、滞納分の保険料を自主的に納付し、再度申請が行われれば、登録拒否にはならない。
- ※ また、新規登録の申請の際を対象とするものであり、登録の取消事由や欠格事由とするものではない。
- ※ 税理士法においても、重加算税の賦課等、脱税行為が明らかになったことを登録拒否事由としている。社会連帯を基本とする社会保険・労働保険において悪質で確信的な保険料滞納者について、社会保険労務士の登録を拒否することは、税理士法の登録拒否事由とも均衡が取れている。
- ◎ 社会保険労務士の登録を受けた者が、自主的な保険料の納付を長期間行わない場合は、事案によっては社会保険労務士として適格性を欠く悪質なケースもあると考えられる。その際には、厚生労働大臣は、社会保険労務士法の規定により、一年以内の業務の停止の懲戒処分を行うことも検討する。
- ◎ 社会保険労務士の関係団体が、当該団体の社会保険労務士で未納となっている者に対し、国民年金保険料の納付状況の確認等を行うことができることとするとともに、そのために必要な情報を社会保険庁から当該団体に提供できることとする。

## 社会保険労務士と税理士の登録要件について

### ○ 今回の措置

- ・ 社会保険労務士は、社会・労働保険に関する申請書等の作成等を業務とし、その専門性から特別な地位を付与されている。
- ・ 社会・労働保険料を自主的に納付することがその地位を認められるための前提であり、長期間にわたって自主的な納付がない場合（※）には、社会保険労務士の登録を認めないこととする。

※ 滞納処分が行われた後も、なお3月以上にわたり保険料の納付がない場合

### ○ 税理士法との比較

税理士についても、重加算税の賦課等、脱税行為が明らかになったことを登録拒否事由としており、今回、社会連帯を基本とする社会・労働保険に関する業務を専門的に担う社会保険労務士について、長期にわたる確信的な保険料滞納者の登録を認めない措置を講じることは、税理士法の登録拒否事由との均衡上も必要な措置といえる。

### ○ 現行法における社会保険労務士と税理士の登録拒否事由

社会保険労務士法 第14条の7	税理士法 第24条
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 懲戒処分により、業務を停止された者</li> <li>② 心身の故障により業務を行うことができない者</li> <li>③ 社会保険労務士としての適格性を欠く者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 懲戒処分により、業務を停止された者</li> <li>② 心身の故障により業務を行うことができない者</li> <li>③ 税理士としての適格性を欠く者</li> <li>④ <u>国税又は地方税について、不正に賦課、徴収等を免れ、又は免れようとした者で、その行為があった日から二年を経過しない者等</u></li> </ul>

## 事業主との連携による保険料納付の促進について

### 考え方

- 事業主が使用する者のうち、厚生年金の適用とならない短時間労働者等に対し、従業員の将来の年金権の確保を図る観点から、事業所を通じて、国民年金制度や手続についての周知徹底や手続勧奨等を行う。
- また、国民年金保険料の適正かつ効率的な徴収を行うため、事業所における納付勧奨等について事業主の協力を得る。

### 概要

#### 1 対象事業主

厚生年金の適用事業所の事業主

#### 2 従業員に対する制度・手続きの周知に関する協力

従業員の採用や退職、被扶養家族の認定等の際に、国民年金保険料の納付勧奨や口座振替手続、保険料免除、学生納付特例等の手続の周知及び申請書等の配布を依頼。

#### 3 事業所における納付勧奨等に関する協力

社会保険事務所職員が、事業所の短時間労働者等を対象として年金相談や、保険料納付に関する説明会等を実施する際の場所の提供・従業員への周知等の協力を依頼。

#### 4 協力依頼に係る規定の整備

上記に関し、事業主に対して必要な協力を求めることができる旨の規定を、国民年金法に設ける。



## 事務費国庫負担の見直しについて

- 年金事務費について、国の厳しい財政事情にかんがみ、平成10年度以降、その一部に保険料を充てる財政上の特例措置が継続的に講じられてきたが、年金新組織の発足等の取組を機に、社会保険庁改革の一環として、受益と負担の明確化等の観点から、全額を国庫負担するという原則を見直し、平成20年度予算から、保険料財源の充当を制度化する。

### (参考1) 年金事務費への保険料充当の措置

- ・平成10年度～平成15年度 財政構造改革の推進に関する特別措置法
- ・平成16年度～平成18年度 財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律〔単年度毎の特例措置〕
- ・平成19年度 今国会提出の公債特例法案に基づき、引き続き単年度の特例措置が講じられる予定

### (参考2) 国庫負担と保険料負担の区分について

- ・平成17年度より、国民の理解を得られるよう、国庫負担と保険料負担の区分を見直し、保険料負担を保険事業運営に直接関わる適用、徴収、給付、システム経費に限定した上で、職員人件費のほか、職員宿舎、公用車等の内部管理事務費を国庫負担とした。
- ・平成20年度以降も、国庫負担と保険料負担の区分については、平成17年度のを考え方を基本とする。

### (参考3)

#### ○財政制度等審議会答申（平成17年11月）

年金事務費はそもそも基本的に年金給付と密接不可分なコストであり、保険料を充てることにより給付と負担の関係がより明確になるというメリットもあることから、他の特別会計における事例等も参考にしつつ、受益と負担の関係の明確化や区分経理の厳格化の観点も踏まえ、恒久的な在り方を検討すべきである。

#### ○行政改革の重要方針（平成17年12月閣議決定）

年金事務費については、平成19年度より、受益と負担の関係の明確化等の観点から、その一部に保険料を充てる恒久措置を講ずるものとする。

#### ○年金事務費の取扱いについて（平成18年12月財務・厚生労働2大臣合意）

1. 年金事務費の財源の取扱いについては、平成19年度は、財政上の特例措置を継続することとし、特例措置の範囲については、原則として平成17年度予算及び平成18年度予算と同様の取扱いとする。
2. 平成20年度以降は、国民年金法等において、年金事務費の一部に保険料を充てる恒久措置を講ずるものとする。

## 契約事務の適正化等について

社会保険庁における調達については、国会審議や会計検査院の検査結果等において、安易な随意契約が結ばれているなど、適切でないとの指摘を受けたところである。

このため、契約事務の競争性・透明性の確保、調達コスト縮減を図るため、以下の取組を行っている。

### 1. 競争入札等の徹底（H16.8より実施）

物品等の調達に当たっては、会計法令上、随意契約ができる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すことを徹底。

### 2. 調達に係る審査体制の強化

本庁の調達案件は、本庁に設置した、民間アドバイザーも参画する「社会保険庁調達委員会」（H16.10より実施）において、事務局・事務所の調達案件は、各社会保険事務局に設置する「契約審査会」（H17.4より実施）において、調達の必要性、数量、契約方法等を審査。

また、500万円以上の随意契約は、事前に厚生労働副大臣へ報告。

さらに、100万円以上の随意契約については、本庁に設置した「随意契約審査委員会」において事後審査。審査結果はホームページで公表。

（参考）

17年度の調達コスト削減実績：調達計画額の12%の削減（削減額：154億円）

### 3. 内部監査の強化（H17.1より実施）

厚生労働本省から人材の派遣を受けて、本庁経理課に「監査指導室」を設置し、本庁及び全47事務局に対する会計監査を厳正に実施。

## 福祉施設規定の見直しについて

### 【現状】

- 従来、被保険者等の福祉を増進するために「必要な施設をすることができる」旨の規定(厚年法第 79 条、国年法第 74 条)を根拠に、保険料を財源として、年金福祉施設の整備、年金教育・広報、年金相談等の事業を実施。
  - 年金福祉施設については、平成 16 年 3 月の与党合意等を踏まえ、
    - ・年金保険料は、「年金給付及び年金給付に関する経費」以外には充てないという方針の下で、
    - ・国から独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に出資し、5年間で整理合理化を推進。
- (平成 17 年 10 月～)



### 【今回の改正内容】

「必要な施設をすることができる」旨の規定を廃止するとともに、これまで当該規定を根拠に実施されてきた事業のうち、公的年金事業の円滑な実施のために真に必要なものを法律上限定的に明記。

- ①年金教育・広報 . . . 中高生・大学生に対する年金教育、被保険者等を対象とした制度内容や手続の周知 等
- ②年金相談 . . . 年金加入記録の照会対応、年金見込額の試算 等
- ③情報の提供 . . . 58歳到達者に対する年金加入記録のお知らせ、加入履歴等を印字した裁定請求書の送付、インターネットを活用した年金加入状況の情報提供 等
- ④オンラインシステムの運用 . . . 年金給付・被保険者資格記録等の管理 等
- ⑤年金担保融資 . . . 年金担保融資事業を実施する独立行政法人福祉医療機構に対する交付金の拠出

## 基礎年金番号の法定化について

### 【基礎年金番号の活用の現状】

- 年金事業運営の適正化・効率化、被保険者・年金受給権者に対するサービスの向上を図るため、平成9年1月から各年金制度共通の基礎年金番号を導入。
- 基礎年金番号の活用により、的確・迅速な年金相談・裁定事務の実施、制度間調整による過払い防止など、被保険者・受給者に対するサービスの向上が図られている。

※基礎年金番号は10けたの番号で、付番されると番号は生涯変わらない。付番件数は10,426万件（平成18年5月現在）

※どの社会保険事務所や共済組合が発行したかを示す4けたの「記号番号」に、個人を識別する6けたの番号が続く。

△△△△-○○○○○○

（4けたの記号番号） （6けたの個人を識別する番号）



### 【今回の改正事項】

#### 1. 基礎年金番号の法定化（事業運営改善法案において措置）

- 年金をはじめとする社会保障制度の業務を効率的に行うため、基礎年金番号を国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の記載事項として法定化し、年金公法人の業務と他の社会保障に関する業務の連携を図るため基礎年金番号を活用する。
  - ・裁定請求書の事前送付や届出漏れの防止、届出の簡素化など年金業務で活用
  - ・障害年金と傷病手当金の併給調整など年金と他の制度との調整等に活用

○基礎年金番号を適正に活用するため、住民基本台帳法に準じて、番号の告知要求制限等の措置を講じる。

#### 2. 年金個人情報利用及び提供の制限（年金公法人法案において措置）

- 基礎年金番号を含む年金個人情報の利用・提供について、次の場合のみ、年金公法人による利用・提供を認める。
  - ①年金事業の運営のため必要な場合
  - ②法律の規定に基づき利用・提供しなければならない場合
  - ③年金公法人が利用・提供する相当な理由があると認められる場合

**収納対策等に関する参考資料**

(1) 納付率向上に向けた戦略	1
(2) 公的年金制度全体の納付状況等	2
(3) 国民年金保険料の納付率等について	3
(4) 国民年金保険料に係る納付環境の整備について	4
(5) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行について	5
(6) 国民年金保険料強制徴収について	6
(7) 国民年金保険料収納事業にかかる市場化テストモデル事業について	7
(8) ハローワークと連携した国民年金の手続等の周知について	8
(9) 若年者納付猶予制度について	9
(10) 国民年金保険料の多段階免除制度について	10
(11) 学生納付特例制度について	11
(12) 年金制度を理解していただくための取組（広報）について	12
(13) 年金教育の推進について	14
(14) 年金相談及び年金個人情報提供の実施状況について	16
(15) ねんきん定期便の概要について	17

# 納付率向上に向けた戦略

## 納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
  - (口座振替率)
  - 16年度末 17年度末 18年度末目標
  - 37% → 40% → 42%
  - 651万人 660万人
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)
- コンビニ納付の導入 (H16.2~)
  - 17年度利用状況 589万件
- インターネット納付の導入 (H16.4~)
  - 17年度利用状況 14万件
- クレジットカード納付の導入 (H19年度~)
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)

未納者

市町村からの所得情報

高所得層

中間層

低所得層

### 納付督促の実施

#### 催告状(手紙)

H16年度 4,021万件  
H17年度 3,418万件

#### 電話

H16年度 649万件  
H17年度 823万件

#### 戸別訪問(面談)

H16年度 1,341万件  
H17年度 1,774万件

#### 集合徴収(呼出)

H16年度 1,929万件  
H17年度 1,952万件

度重なる督促にも応じない

### 強制徴収の実施 不公平感の解消と波及効果

	16年度	17年度
最終催告状	31,497件	172,440件
納付等	18,349件	54,896件
財産差押え	565件	6,975件

平成18年度  
35万件、最終的に60万件  
実施可能な体制構築

- ・ 最終催告状は当該年度に着手し発行した件数
- ・ 納付等、財産差押え件数は、平成18年12月末現在

質の向上  
効率化

効率化により強制徴収へ要員シフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
- 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
- 市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~)

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理(H16.10~)

### 免除などの周知・勧奨

免除や学生納付特例(学生のための保険料納付を猶予し後で納付できるしくみ)を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
- 免除基準の緩和・免除の遡及 (H17.4~)
- 申請免除手続の簡素化 (H18.7~)
- 多段階免除制度の導入 (H18.7~)
- 法定免除手続の簡素化 (H19年度~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H20.4~)

### 事業主との連携

事業主からの情報提供及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H19年度~)

### 国民健康保険(市町村)との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H20.4~)

### 社会保険制度内の連携

保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H20.4~)、長期未納の場合は指定等を行わない (H21.4~)

### 広報・年金教育等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭
- 学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

※下線部は、今般法律等により新たに措置する事項

## 公的年金制度全体の納付状況等

○ 未納者（平成17年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者）は約374万人、未加入者は約27万人。

公的年金加入対象者全体でみると、約94%の者が保険料を納付(免除を含む。)

※ 未納者と未加入者を合わせた約401万人は、公的年金加入対象者数の5.7%。

《公的年金加入者の状況（平成17年度末）》

(7,076万人)

公的年金加入者 (7,049万人)					
第1号被保険者 (注1) 2,190万人			第2号被保険者 (3,766万人)		(注1) 第3号被保険者 1,092万人
免除者328万人 特例者・猶予者 210万人	保険料納付者	厚生年金保険 (注1) 3,302万人	共済組合 464万人 (注4)		
未納者 374万人 (注3)		}		401万人	
第1号未加入者 27万人					

(注2)

(注)1 平成18年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(33万人)を含めて計上している。

2 公的年金加入状況等調査の平成13年結果及び平成16年結果を線型按分した推計値。

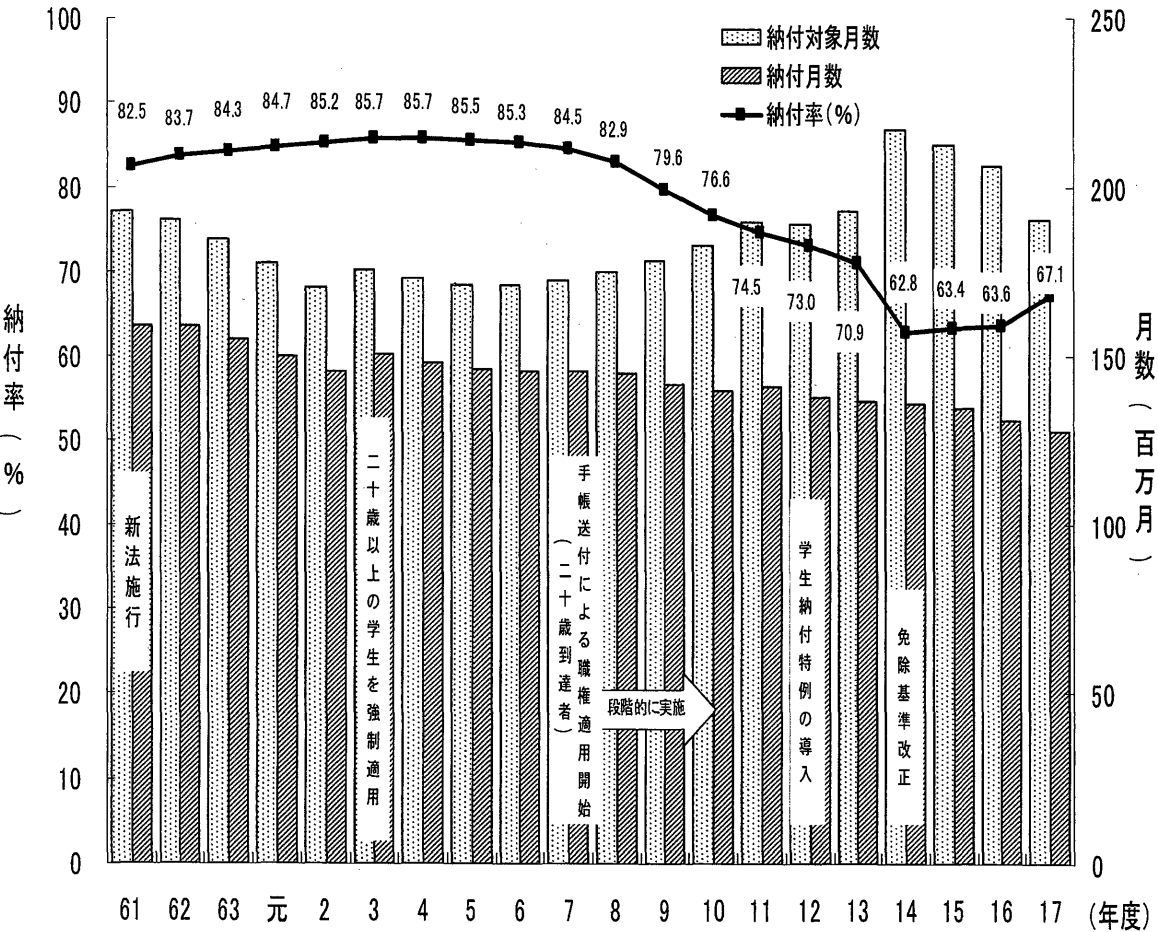
3 未納者とは、24か月(16年4月～18年3月)の保険料が未納となっている者。

4 平成17年3月末現在。

5 ( )内は、時点が異なる数値を単純合計して得られた暫定値。

# 平成17年度の国民年金保険料の納付率等について

～ 納付率は下げ止まりから反転へ ～



**平成17年度の納付率は、67.1%**  
**(対前年比+3.5%)**

\* 免除等の不適正処理分の影響=△0.7%を除いたもの

納付率 (%) =  $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

**納付率の推移**

	14年度	15年度	16年度	17年度
14年度分保険料	62.8%	65.4%	66.9%	
15年度分保険料		63.4%	65.6%	67.4%
16年度分保険料			63.6%	66.3%
17年度分保険料				67.1%

※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付  
 (目標納付率)

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率（80%）を設定。  
 16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。



## 国民年金保険料に係る納付環境の整備について

国民年金保険料の収納に関しては、口座振替の利用を促進するとともに、納めやすい環境を整備するため、コンビニエンスストアやインターネットによる保険料の納付を実施している。今般、これらに加えて、クレジットカードによる保険料の納付について、平成19年度中の実施が可能となるよう法的整備を進める。

### 1. 口座振替

保険料の割引（平成17年4月から実施）や納め忘れの防止などのメリットを周知することにより、口座振替による納付の促進を図り、平成19年度末に利用率50%を目指す。

【口座振替の利用率】

【平成16年度末】 37%

【平成17年度末】 40%

目標 平成19年度末 50%

### 2. コンビニ納付（平成16年2月から実施）

（利用状況）

平成16年度	347万件
平成17年度	589万件

### 3. インターネット等を活用した電子納付（平成16年4月から実施）

（利用状況）

平成16年度	7万件
平成17年度	14万件

### 4. クレジットカード納付の導入（平成19年度中に開始）〈今回の改正事項〉

クレジットカード納付を導入し、事務の効率化と納付率の向上を図り、口座振替による納付と合わせて、利用率50%を目指す。

## 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行について

### 1 概要

- 平成17年分の所得から、国民年金保険料について社会保険料控除として申告する場合は、納付したことを証明する書類を年末調整又は確定申告の際に添付等することが義務付けられた（所得税法等の一部改正）。
- このため、平成17年度から、国民年金保険料の納付額を証明する書類として、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を発行した。

### 2 発行の時期と対象者

- ① 11月発行分 平成17年1月1日から9月30日までの間に保険料の納付があった方に、平成17年11月2日から11月4日までの間に発送（約1350万通）
- ② 2月発行分 平成17年10月1日から12月31日までの間に、平成17年中はじめての保険料の納付があった方（①で発行済みの方を除く。）に、平成18年2月1日から2月3日までの間に発送（約78万通）

### 3 控除証明書に関する照会対応

控除証明書専用ダイヤルTel.0570-00-9911（平日9:00~17:00）を設置して対応した（平成17年11月4日から平成18年3月17日まで）。

- 控除証明書専用ダイヤルの実施状況（平成17年11月4日から平成18年3月17日まで）

※ 社会保険事務所等で対応した件数を除く。

総入電数：268,430件、総応答呼数 161,490件（応答率60%）

照会内容内訳（重複カウントあり）

控除証明書に係る一般的な照会	137,397件
国民年金等に関する一般的な照会	15,525件
その他の照会	19,771件

再発行件数（控除証明書専用ダイヤルに限る）57,792件

# 国民年金保険料の強制徴収について

**【取組】**

十分な所得がありながら、度重なる納付督促に応じない未納者に対しては、きちんと保険料を納めていただいている方との公平の観点から厳正な対応が必要。  
 こうした観点から、上記のような未納者に対し、強制徴収の着手を推進しており、対象を逐次拡大していくこととしている。

**【実績】**

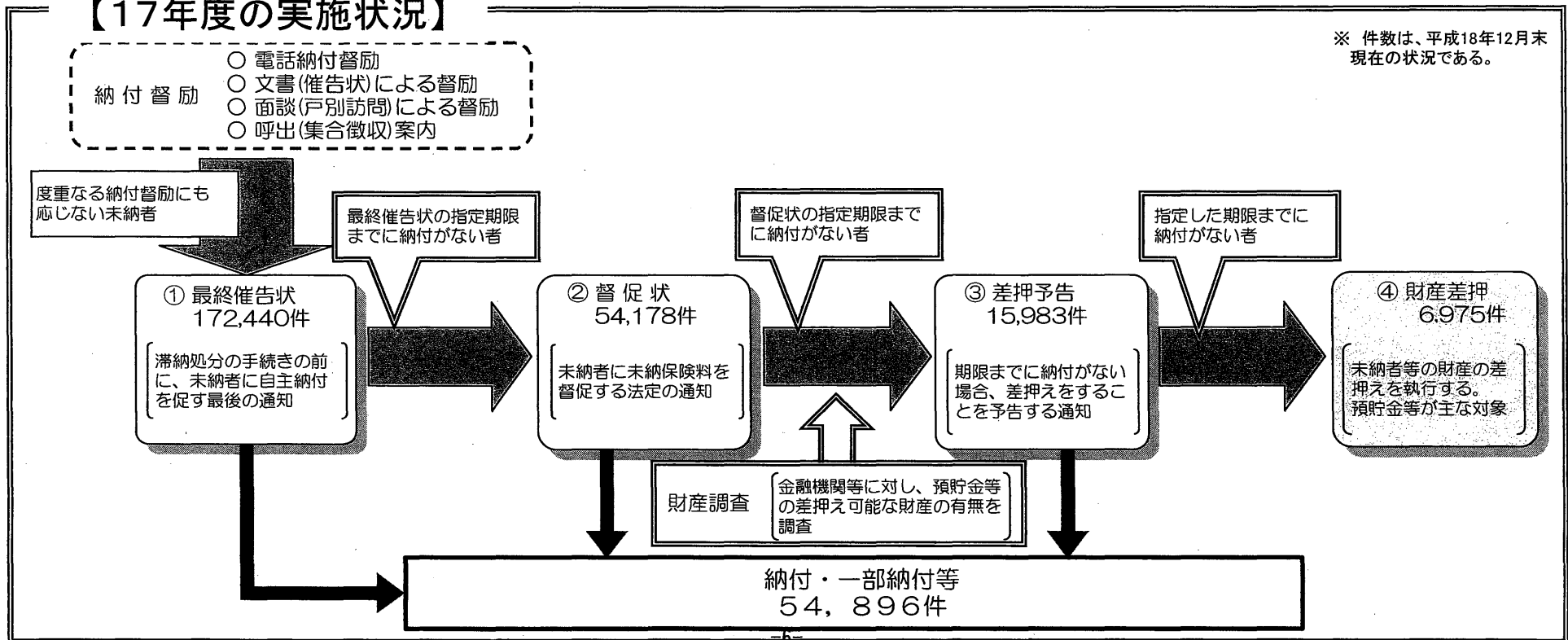
最終催告状を送付した（強制徴収のプロセスに入る）件数。  
 15年度 9,653件 ⇒ 16年度 31,497件 ⇒ 17年度 172,440件

**【今後の取組】**

18年度は、最終催告状を35万件とし、将来的には人員体制を整えた上で60万件を目標に実施を目指す。

## 【17年度の実施状況】

※ 件数は、平成18年12月末現在の状況である。



# 国民年金保険料収納事業にかかる市場化テストモデル事業について

## 1. 目的

「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」（平成16年12月24日規制改革・民間開放推進会議）に基づき、社会保険庁が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、強制徴収や免除勧奨を除く納付督促業務等を包括的に委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、収納率の向上を図るとともに、当該業務の質及びコストに関する官民間の透明・中立・公正な比較を実施する。

## 2. 委託の範囲

国民年金保険料の未納者に対する納付督促業務、被保険者からの委託に基づく保険料の納付受託業務、口座振替の獲得業務、記録の管理及び報告を包括的に委託。

## 3. 対象社会保険事務所及び受託事業者

### (1) 平成17年度～

5箇所（実施期間：平成17年10月～平成18年9月）

- |                |   |                   |
|----------------|---|-------------------|
| ①弘前社会保険事務所（青森） | } | (株)もしもしホットライン     |
| ②宮崎社会保険事務所（宮崎） |   |                   |
| ③足立社会保険事務所（東京） | } | イー・シー・エス債権管理回収(株) |
| ④熱田社会保険事務所（愛知） |   |                   |
| ⑤平野事務所（大阪）     |   |                   |

### (2) 平成18年度～

5箇所【先行】（実施期間：平成18年10月～平成19年9月）

→ 17年度より継続（受託事業者は新たに入札により決定）

- |                |   |          |
|----------------|---|----------|
| ①弘前社会保険事務所（青森） | } | (株)トライアイ |
| ②足立社会保険事務所（東京） |   |          |
| ③熱田社会保険事務所（愛知） |   |          |
| ④平野事務所（大阪）     |   |          |
| ⑤宮崎社会保険事務所（宮崎） |   |          |

30箇所【拡大】（実施期間：平成18年7月～平成19年9月）

- |                         |                    |
|-------------------------|--------------------|
| ①茨城地区（水戸北、水戸南）          | …(株)もしもしホットライン     |
| ②埼玉中北部地区（熊谷、浦和）         | …(株)もしもしホットライン     |
| ③埼玉中西部地区（川越）            | …(株)もしもしホットライン     |
| ④千葉北部地区（佐原、松戸）          | …(株)もしもしホットライン     |
| ⑤千葉南部地区（木更津）            | …(株)トライアイ          |
| ⑥東京東部地区（上野、江戸川、荒川、墨田、港） | …(株)もしもしホットライン     |
| ⑦東京西部地区（新宿、渋谷、武蔵野）      | …イー・シー・エス債権管理回収(株) |
| ⑧神奈川地区（厚木、相模原、横須賀、鶴見）   | …(株)もしもしホットライン     |
| ⑨愛知地区（名古屋西）             | …(株)もしもしホットライン     |
| ⑩京都地区（下京）               | …イー・シー・エス債権管理回収(株) |
| ⑪大阪地区（難波、今里、福島、大手前、城東）  | …(株)もしもしホットライン     |
| ⑫兵庫地区（三宮、兵庫）            | …イー・シー・エス債権管理回収(株) |
| ⑬福岡地区（中福岡）              | …(株)トライアイ          |

## 4. 公共サービス改革法

- 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）」において、国民年金保険料の収納事業が対象事業として規定された。
- 上記モデル事業終了後は、引き続き公共サービス改革法に基づく国民年金保険料収納事業として実施を予定。（平成19年10月より、95箇所を対象として実施予定）

## ハローワークと連携した国民年金の手続等の周知について

### 1. 現状

ハローワークとの連携により、失業者に対し、国民年金の種別変更の手続や特例免除制度の周知を図っている。

(1) 社会保険事務所等が協力を依頼している事項

① 雇用保険受給者初回説明会等（以下「初回説明会等」という。）における周知

- ・ 初回説明会等において、種別変更届及び保険料免除制度に関するチラシ、保険料免除申請書等の用紙を配布。
- ・ 必要に応じて初回説明会等に社会保険事務所の職員等を派遣し、国民年金の手続等について説明。

② ハローワークの窓口における周知

- ・ 種別変更届及び保険料免除制度に関するチラシ、保険料免除申請書等の用紙を窓口へ備え付け、必要に応じて失業者等に配布。

(2) 実施状況（平成18年5月末時点）

- 届出周知用チラシ、保険料免除申請書等用紙の配布      合計 574か所（総数 591か所〈18年5月末現在〉）  
（初回説明会等で配布しハローワークにも備え付け 464か所、 初回説明会等で配布のみ 44か所、 備え付けのみ66か所）
- 初回説明会等における手続の周知      合計 240か所  
（ハローワーク職員が説明123か所、社会保険事務所職員が説明117か所）

### 2. 今後における連携強化

- 初回説明会等に派遣された社会保険事務所職員が、種別変更届等をその場で受理できるようにする（その場で受理できない場合には、社会保険事務所あての封筒等をハローワーク職員が配布し届書等の送付先を周知する）こと。
- 初回失業認定時において受給者に対し手続を完了したかどうかを確認し、必要に応じてチラシ、保険料免除申請書等の用紙をハローワーク職員が配付して手続を周知すること。

# 若年者納付猶予制度について

平成12年4月から学生納付特例制度が創設されたが、学生でない若年者については、本人の所得が低くても収入のある親と同居している場合には保険料免除の対象となっていなかった。そこで、平成16年の年金制度改正において、このような若年者が将来無年金・低年金となることを防止するため、平成17年4月から、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得が一定以下の場合には保険料納付を猶予し、負担できることとなった時点で保険料を追納できる仕組みを導入した（10年間の時限措置）。

## 1. 対象者

30才未満の第1号被保険者であって、本人及び配偶者の前年の所得が基準額（全額免除基準と同額）以下である者（世帯主の所得は判断の対象外）

（参考）所得（収入）の目安

世帯構成	平成18年度基準
4人世帯（夫婦・子2人）	162万円（258万円）
2人世帯（夫婦のみ）	92万円（157万円）
単身世帯	57万円（122万円）

※（ ）内は給与所得者の年収ベース

## 2. 基礎年金との関係

- (1) 老齢基礎年金 納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されるが、年金額の計算には反映されない（カラ期間）
- (2) 障害基礎年金等 納付猶予期間中に障害となったり、死亡した場合は、障害基礎年金又は遺族基礎年金を支給

## 3. 申請方法等

- (1) 住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口へ申請書に必要書類を添えて申請（毎年度申請が必要。ただし、あらかじめ翌年度以降も若年者納付猶予を申請することを申し出た場合は不要）
- (2) 承認される期間は、申請した年度の7月から翌年度の6月まで（申請した日が4月から6月の場合は前年度の7月から申請した年度の6月まで）

## 4. 追納

納付猶予期間については、10年以内であれば保険料の追納が可能。ただし、承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた額を加算

## 5. 若年者納付猶予者数

平成18年3月末現在 34万人

# 多段階免除制度について

## 1. 趣 旨

- 平成16年の年金制度改正により、保険料を納付しやすい環境整備を図る観点から、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな所得基準を設定した多段階免除制度を導入。

## 2. 多段階免除制度の内容（平成18年7月1日施行）

- 現行の全額免除と半額免除の2段階に4分の1免除及び4分の3免除の2段階を加え4段階とする。

(平成18年6月まで)	(平成18年7月から)	(所得基準)	(将来の年金額) (国庫負担1/2の場合)
非免除	非免除	..... 158万円（+各種控除）超	10/10
	1/4免除	..... 158万円（+各種控除）以下	7/8
半額免除	半額免除	..... 118万円（+各種控除）以下	3/4
	3/4免除	..... 78万円（+各種控除）以下	5/8
全額免除	全額免除	..... 57万円以下	1/2

※所得額は単身者の場合

# 学生納付特例制度について

20歳以上の学生については、平成3年度から国民年金が強制適用となり、保険料納付は親元世帯の所得を考慮する学生免除基準が適用されていた。しかし、学費や仕送りで負担の多い時期に国民年金保険料まで親が負担するのは経済的に大変といった意見等を踏まえ、平成12年4月から学生本人の所得が一定額以下の場合については、学生時代には保険料の納付を要せず、社会人になってから保険料が納付できる仕組みを導入した。

## 1. 対象者

大学（大学院）、短大、高校、高専、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程に限る。）等に在学（夜間・定時制課程、通信課程も含む。）する20歳以上の学生であって、本人の前年の所得が所得基準額以下である者

（参考）所得（収入）の目安

世帯構成	平成18年度基準
4人世帯（夫婦・子2人）	282万円（420万円）
2人世帯（夫婦のみ）	195万円（304万円）
単身世帯	141万円（227万円）

※（ ）内は給与所得者の年収ベース

## 2. 基礎年金との関係

- (1) 老齢基礎年金 学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されるが、年金額の計算には反映されない（カラ期間）
- (2) 障害基礎年金等 学生納付特例期間中に障害となったり、死亡した場合は、障害基礎年金又は遺族基礎年金を支給

## 3. 申請方法等

- (1) 住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口へ申請書に必要書類を添えて申請（毎年度申請が必要）
- (2) 承認される期間は、申請した年度の4月から3月まで

## 4. 追納

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料の追納が可能。ただし、承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた額を加算

## 5. 学生納付特例者数(年度末現在)

(平成13年度)148万人 (平成14年度)154万人 (平成15年度)168万人 (平成16年度)173万人 (平成17年度)176万人



# 年金制度を理解していただくための取組（広報）

## 1 意義・目的

年金制度の安定的な運営を図るために、国民が年金制度に抱いている漠然とした不信感を払拭し、年金制度に対する信頼を醸成することが急務。

## 2 現状の年金広報の概要

### 年金広報の主な活動展開

- ・ わかりやすい年金制度の説明（COMIC公的年金の配布）
- ・ 秋の年金週間や年度末の集中広報において新聞等を中心とした広報を展開
- ・ チラシ等を作成し、通知書類に同封、戸別配布することによる広報を展開
- ・ 市区町村等が発行する機関誌への広告掲載依頼及び記者クラブ等への情報提供
- ・ 社会保険庁ホームページでの広報

## 3 新たな取組

- 統一的な広報素材を作成して、より効果的・効率的な広報を行うこととし、平成17年度においては、
  - ・ 国民年金の実力、安心、お得などの訴求ポイントを解説した「総合パンフレット（国民年金って実は・・・）」
  - ・ 被保険者の個々の関心事項に適確に応えられる「目的別チラシ」（数種類）を作成して、年金制度を理解していただくための取組を推進。
- 今後の展開としては、上記「総合パンフレット」等を基として、
  - ・ 年金制度を分かりやすく解説した「年金ネット番組」を社会保険庁ホームページから配信（平成18年4月）
  - ・ 社会保険庁ホームページに「キッズページ」を作成（平成18年度）
  - ・ 全国統一で使用する「年金被保険者のしおり」を作成して、年金手帳に同封することを検討（平成19年度）等の取組を行うこととしている。

#### 4 実施内容（平成17年度）

月	広報契機等	広報の手法及び広報媒体	広報テーマ
17年 4月		○国民年金保険料納付案内書同封用チラシ	・前納及び口座振替の勧奨 ・保険料改定の周知
7月	○免除申請	○国民年金保険料納付案内書（前年免除者）同封用チラシ	・免除申請の勧奨
8月		○納入告知書（事業主）同封チラシ	・厚生年金保険料改定の事前周知
9月	○厚生年金保険料率の改定		
10月		○納入告知書（事業主）同封チラシ  秋の年金広報 ・新聞5段広告 ・若者向け雑誌、タウン情報誌への広告掲載 など	・年末調整で必要となる国民年金の社会保険料控除証明書の発行に係る周知  秋の年金広報（年金週間 11/6～11/12） ・社会保険料控除証明書の発行の周知 ・ねんきんダイヤル導入の周知 ・年金制度の基礎的事項に係る周知
11月	○社会保険料控除証明書の発行 ○年金週間		
18年 1月	○翌年度の国民年金保険料額及び前年割引の確定		
2月			
3月		年度末の年金広報 ・新聞5段広告 ・地域情報紙（リビング紙）への広告掲載 など  ○各学校・市町村窓口への配布用リーフレット・ポスター	年度末の年金広報 ・口座振替での前納の勧奨 ・国民年金保険料額改定の事前周知 ・制度改正事項の広報  ・学生納付特例制度の周知

※ 主な実施内容であり、社会保険庁ホームページでの広報や市区町村広報誌（紙）への広告掲載依頼等は記載していない

※ 新たな取組（「総合パンフレット」等の作成）は除いている

※ 2月以降については、現時点の計画内容を記載している

# 年金教育の推進について

## 1 意義・目的

○公的年金制度の基本理念である「世代と世代の支え合い」の考え方について、とかく年金に対する意識が低くなりがちな若年層を中心に国民各層の幅広い理解を得ることが、将来に向けての制度の安定的な運営を図るうえで不可欠。このため、これからの年金制度を担う生徒に対して公的年金制度の仕組み、基本理念を正しく理解してもらうべく、学校教育の場における年金教育を推進。

## 2 実施内容

- ①中学・高等学校の社会科等の担当教員を対象に「年金セミナー」を開催し、
  - ・公的年金の意義・役割等について社会科の授業で取り上げてもらうこと
  - ・生徒に対する「年金セミナー」を実施させてもらうことを要請。また、「年金セミナー」実施のための教材として生徒用副読本を配付。
- ②平成15年度から、社会保険関係者及び教育関係者で構成する「年金教育推進協議会」を各社会保険事務局に設置し、
  - ・教育委員会等との連携強化と地域や学校等の実情に応じた効果的な年金教育を実施するための体制を確保
  - ・「年金セミナー」を実施する年金広報専門員について、教育関係者との繋がりが深く、かつ、教育現場に精通した教育関係者等の人材を確保を実施。
- ③大学での年金教育の実施
  - ・大学生に対する公的年金制度への参加意識の醸成を図るため、平成17年度にモデル実施した大学での年金セミナーの結果を踏まえながら、18年度以降において全国展開を図る。

### 3 実施状況

	平成15年度 (実績)		平成16年度 (実績)		平成17年度 (実績)	
	学校数	割合 (%)	学校数	割合 (%)	学校数	割合 (%)
全国の中学・高校の学校数	16,584	100.0	16,531	100.0	16,453	100.0
教員を対象とした年金セミナー	7,464	45.0	9,189	55.6	12,095	73.5
生徒を対象とした年金セミナー	3,170	19.1	3,616	21.9	4,722	28.7
年金広報専門員が行うセミナー	1,263	7.6	1,578	9.6	2,190	13.3
教員が直接生徒に行う年金教育	1,907	11.5	2,038	12.3	2,532	15.4
年金広報専門員数	46県 132人 社保 0B49、学校 0B83		47県 160人 社保 0B52、学校 0B108		46県 170人 社保 0B44、学校 0B126	

注1) 学校数は、文部科学省発表の学校基本調査（各年度5月1日現在）の学校数である。

注2) 割合は、学校数（全国の中・高校数）に対する年金教育の率である。

注3) 年金広報専門員の委嘱人数は、各年度末現在の人数である。

# 年金相談及び年金個人情報提供の実施状況について

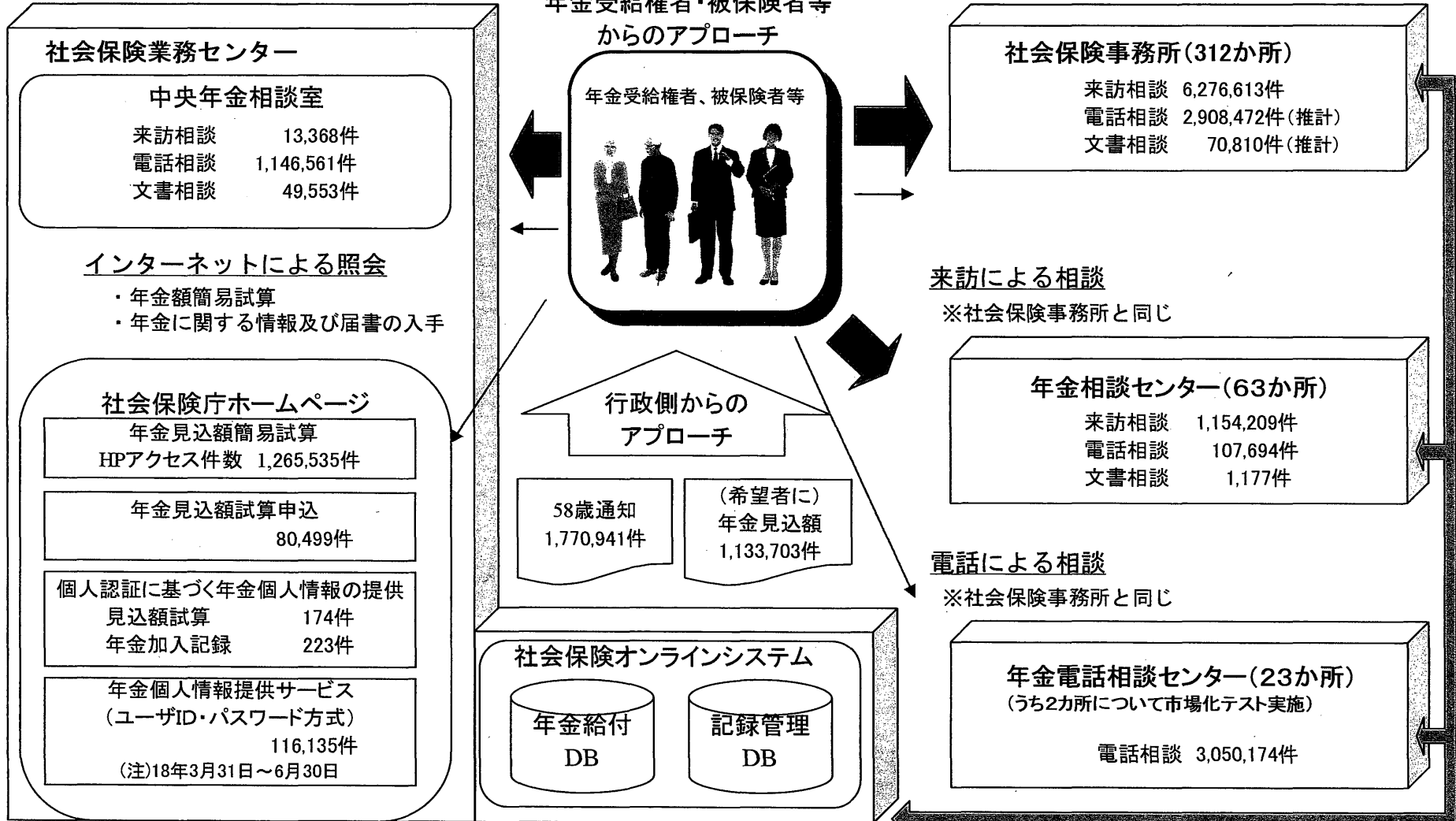
年金相談件数	14,778,631件
来訪	7,444,190件
電話	7,212,901件(推計)
文書	121,540件(推計)

## 来訪、電話、文書、ファクシミリによる相談

- 主として受給権者からの
- ・年金制度
  - ・年金受給額

## 来訪、電話、文書、ファクシミリによる相談

- ・年金制度
- ・年金の加入期間、見込額
- ・各種手続き



※相談件数等は平成17年度

## ねんきん定期便の概要について

保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する個人情報をも被保険者に分かりやすく通知する。(平成16年年金制度改革)

■対象者 国民年金、厚生年金の全ての被保険者

■通知内容

(1)全年齢共通の事項

①加入期間

- ・基礎年金(第1号、第2号、第3号被保険者期間)の加入月数、納付済月数
- ・厚生年金の加入月数

②これまでの加入実績に応じた年金見込額

③保険料の納付額(被保険者負担分)

(2)年齢に応じた事項

④35歳、45歳及び58歳の者には、加入履歴

⑤50歳以上の者には、現在の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額

⑥50歳未満の者には、年金額早見表

■送付周期 毎年、誕生月に送付

■実施時期 平成20年4月 ※ただし、一部について先行実施

# ねんきん定期便の導入スケジュール

